

Environmental Regulations for Businesses in Toyota City 05



豊田市では、事業者と共働して持続可能な社会の構築に取り組むため、豊田市の環境を守り育てる条例第44条に基づき「環境の保全を推進する協定」を市内の事業者と締結しており、平成29年度末現在、34社と締結しています。

この協定を締結した事業者により「環境の保全を推進する協定協議会」が平成22年1月21日に発足し、協定事業者間の情報交換や、市内の事業者全体の環境への取り組みの向上、環境関連技術の底上げを目的とした活動を行っています。

この資料は、「環境の保全を推進する協定協議会」が、上記の目的で市内の中小企業を対象として、水質・地下水・土壌の分野に関して環境に対する取り組みや環境法令の概要に関する事項について作成した環境教材です。

環境の保全を推進する協定協議会 事務局：豊田市 環境部 環境保全課

所在地 〒471-8501 豊田市西町3丁目60

電話 0565-34-6628

FAX 0565-34-6684

E-mail k_hozen@city.toyota.aichi.jp

URL <http://kankyou-hozen.org/>



グリーンプリンティングマーク

ベジタブルインキマーク

豊田市内事業者向け 事業活動と環境シリーズ 05

覚えておきたい環境法令 水質・地下水・土壌



環境の保全を推進する協定協議会

Environmental Regulations for Businesses in Toyota City 05

覚えておきたい環境法令

水質・地下水・土壌



Contents

概略	浄化槽法
事業者責務の概略……………02	浄化槽法……………29
水質汚濁防止法	地下水の利用
水質汚濁防止法の概略(目的)……………03	地下水の採取に関する規制(工業用水法及び愛知県条例)について……………31
水質汚濁防止法の全体像……………04	県条例報告書記載例……………32
水質汚濁防止法違反のリスクと違反事例……………05	参考
水質事故が与える影響……………06	Q&A……………33
事故時の措置……………07	用語集……………37
水質汚濁防止法における届出関係……………08	質問・相談のための窓口……………38
水質汚濁防止法の届出書の書き方……………09	
水質関係公害防止管理者等の選任及び届出……………11	
主な特定施設……………12	
届出施設一覧……………14	
排水基準について……………17	
排水基準値……………18	
総量規制について……………20	
測定・記録のポイント……………21	
有害物質使用特定施設等に係る構造基準……………22	
施設構造基準及び定期点検の概要……………23	
土壌汚染対策法	
土壌汚染対策法・条例の概略……………25	
基準不適合時の対応……………26	
土壌・地下水汚染の防止に関するフロー図……………27	

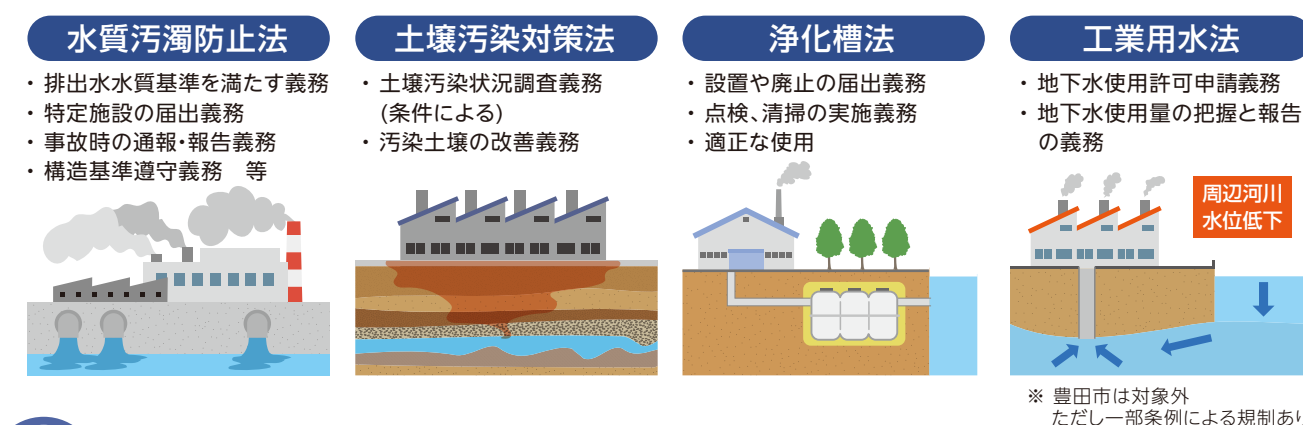
事業者責務の概略

水質汚濁防止法は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する(有害な)水の浸透を規制し、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を目的としています。

土壌汚染対策法は、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人への被害の防止に関する措置を定めること等により、国民の健康を保護することを目的としています。

浄化槽法は、浄化槽の設置、保守点検、清掃などにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

工業用水法は、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、その地域における工業の健全な発達と地盤の沈下の防止を目的としています。



環境関連法の主な要求事項(例)

適用される法規制等 ● 環境関連法 ● 自治体条例 ● 環境保全協定	設備計画 設置届出 ○特定施設設置届 ○3,000m ² 以上の土地の形質変更	設備工事	稼働 変更 ○施設改造、排水量変更 等 規制値遵守 ○水質特定施設、浄化槽 等 ○漏洩、流出防止 監視・記録 ○排水水質の濃度測定・分析(特定施設を有する工場排水) ○廃棄物マニフェスト保管、業者監査 ○測定記録の保持 ○特定施設廃止時に土壌の汚染状態を調査	廃止 廃止届出 ○特定施設の廃止届出 等
	委託契約 ○廃棄物業者契約	定期報告 ○排水水質測定結果 等	定期報告 ○排水水質測定結果 等	
	法的要求事項 届出 規制値遵守 監視・記録 定期報告 委託契約 事故報告	応急措置と事故報告 ○汚染水等の公共用水域流出、廃棄物等の公道飛散 ○土壌調査結果等の報告書		

水質汚濁防止法の概略(目的)

- ① 工場や事業場などから、河川などの公共用水域に排出される水(排水)の水質、地下へ浸透する(有害な)水の浸透を**規制**する。
 - ② 生活排水対策の実施を推進することにより、公共用水域及び地下水の水質汚染の**防止**を図る。
- 国民の健康を保護し
生活環境を守る。
- 工場や事業場など会社から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合に事業者の損害賠償の責任を定める。(被害者の保護)

水質汚濁防止法の適用を受ける事業場

- 特定施設を設置する事業場(特定事業場)で、公共用水域に水(雨水等を含む)を排出する事業場
- 有害物質(P19参照)を製造・使用・処理する特定施設を設置する事業場(有害物質使用特定事業場)で、汚水等(これを処理したものを含む)を地下に浸透させる事業場
有害物質使用特定施設：特定施設のうち、有害物質を製造・使用等するもの
有害物質貯蔵指定施設：有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設
- 有害物質使用特定施設(①②の事業場に設置される施設以外)及び有害物質貯蔵指定施設(以下「有害物質使用特定施設等」という。)を設置する事業場
- 指定施設を設置する事業場(指定事業場)(事故時の措置に係る規定のみ)
指定施設：有害物質又は指定物質を製造・貯蔵・使用・処理する施設
指定物質：有害物質及び重油その他政令で定める油以外の物質であって、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を発生させるおそれがある物質として政令で定めるもの(P7参照)
- 貯油施設等を設置する事業場(事故時の措置に係る規定のみ)
貯油施設等：重油その他政令で定める油を貯蔵し、又は油を含む水を処理する特定施設以外の施設で政令で定めるもの

特定施設とは

人の健康、生活環境に被害を生じるおそれがある汚水、廃液を**排出**する施設 (P12~16)

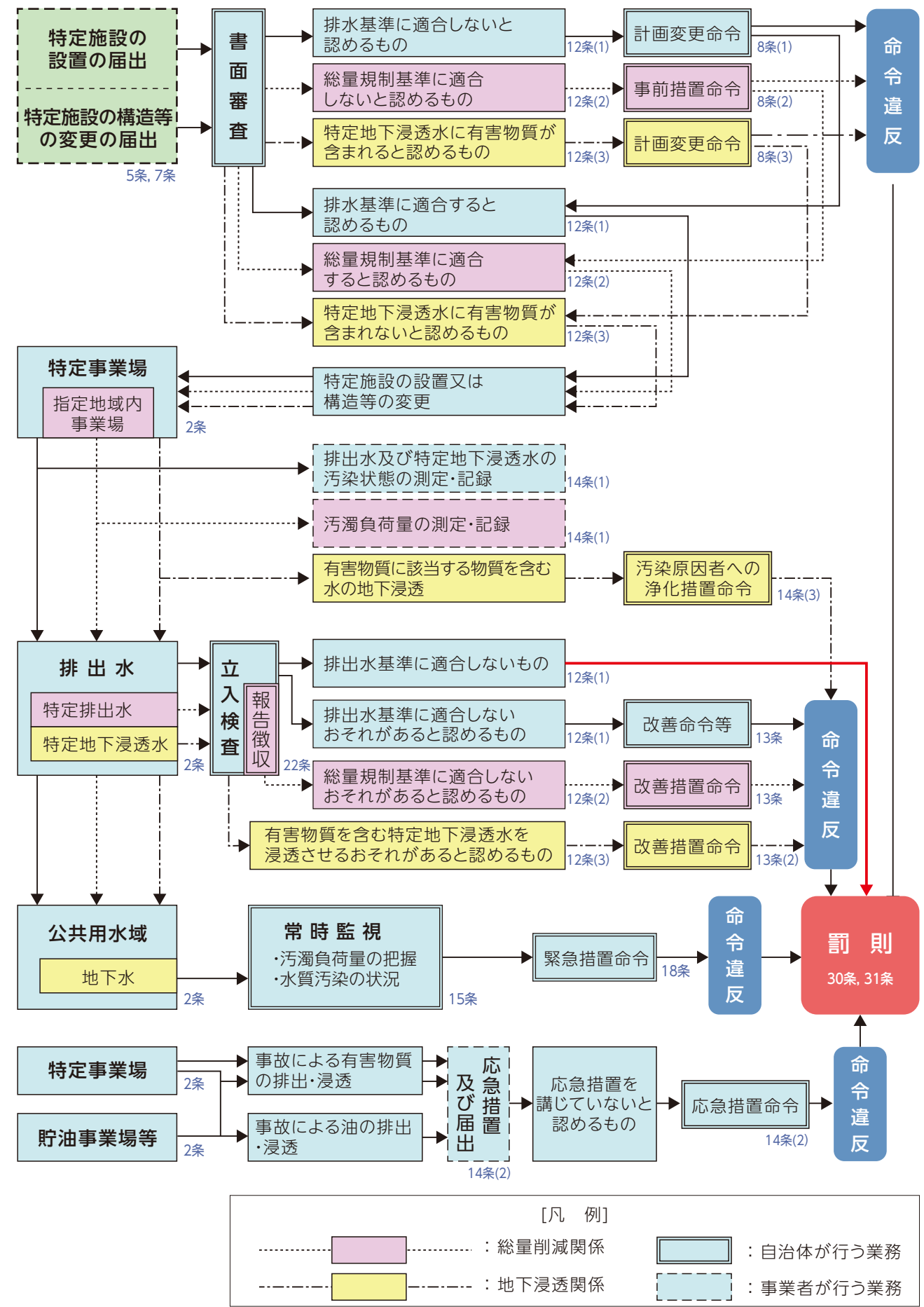
排出…ここでいう排出とは、**特定施設から排出(地下浸透)**することであって、**公共用水域に排出されることではありません。(排水処理施設は特定施設ではない)**

(排水水…特定施設を設置する工場又は事業場(特定事業場)から公共用水域に排出される水)

事業主の主な対応内容

法の要件	対応内容	備考
統括者・管理者の届出	・ 公害防止管理者等の選任と届出 (選任後30日以内)	公害防止組織法第3条~6条
設置、変更等届出	[特定施設・有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設] ・ 設置、変更の届出(工事着手60日前) ・ 廃止の届出(廃止後30日以内)	法第5条~10条
	[総量規制の対象事業場] ・ 汚濁負荷量測定手法の届出	法第14条
基準値の遵守	・ 排水基準の遵守(有害物質、生活環境項目)	法第12条
	[総量規制の対象事業場] ・ 総量規制基準の遵守	
測定・記録	・ 排水水の汚染状態の測定 ・ 測定記録の保存(3年間)	法第14条
	[総量規制の対象事業場] ・ 特定排水水の汚濁負荷量の測定 ・ 測定記録の保存(3年間)	
構造基準等の遵守	・ 有害物質使用特定施設等に係る構造基準の遵守 ・ 使用方法の遵守及び管理要領の作成・管理	法第12条の4
点検・記録	・ 有害物質使用特定施設等の定期点検 ・ 点検結果の記録と保存(3年間)	法第14条
事故時の対応	・ 発生時の応急処置 ・ 官庁への連絡(豊田市内にあっては豊田市長) ・ 再発防止策の実施	法第14条の2

水質汚濁防止法の全体像



概略
水質汚濁防止法
土壌汚染対策法
浄化槽法
地下水の利用
参考

水質汚濁防止法違反のリスクと違反事例

環境関連の法令に違反した場合、工場において生産ができなくなるおそれがあります。
生産活動を継続するためには、**異常の早期発見・未然防止**が大切です。



！ 法令違反（罰則）につながりそうな事例

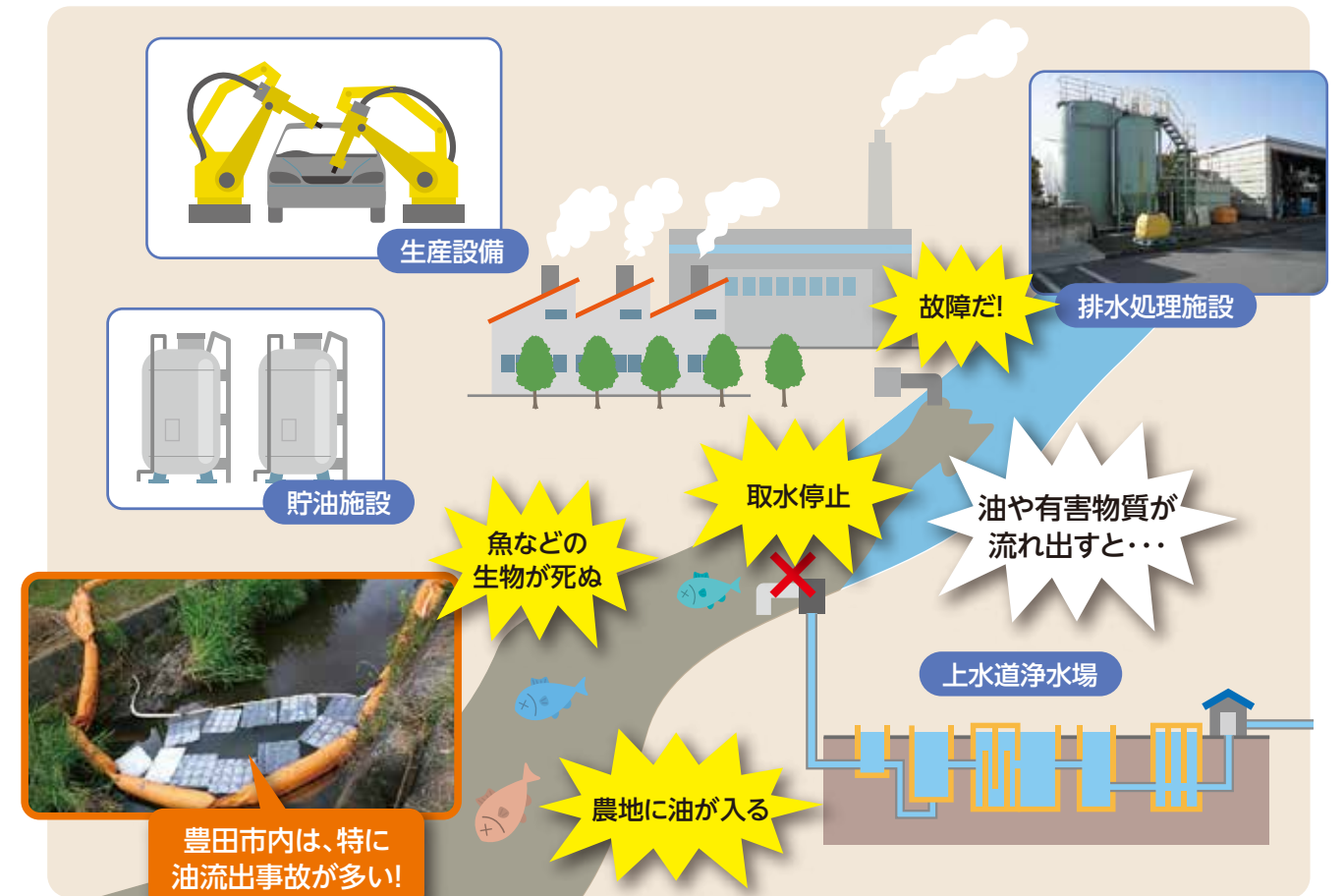
《豊田市環境保全課が市内の排出事業場に指摘した主な内容》

項目	指摘内容
設置、変更等届出 公害防止組織法に伴う届出	<ul style="list-style-type: none"> 氏名等変更届出書及び承継届出書が届出されていなかった。 特定施設設置／変更届出書が事前に届出されていなかった。 特定施設を他事業所へ移設した際、事前の設置届出書、事後の廃止届出書が届出されていなかった。
基準値の遵守	<ul style="list-style-type: none"> 日常管理の基準値遵守記録が保管されていなかった。 定められている基準値を超過した排水が流れていた。⇒ 直罰となります。
事故時の措置、報告	<ul style="list-style-type: none"> 河川など公共用水域への適切な措置がとられていなかった。 拡散防止、回収措置はとったが、行政への報告がされていなかった。
測定義務	<ul style="list-style-type: none"> 排水量に応じて測定頻度、測定項目が決まっているが、測定されていなかった。

行政指導に従わない場合は、罰則を受けることがあります。

水質事故が与える影響

水質事故は原因者の責任となります。
原因者は、直ちに流出防止の措置を行うとともに、速やかに事故・措置の概要を豊田市へ届け出る必要があります。



👉 水質事故を想定した訓練を実施しましょう！

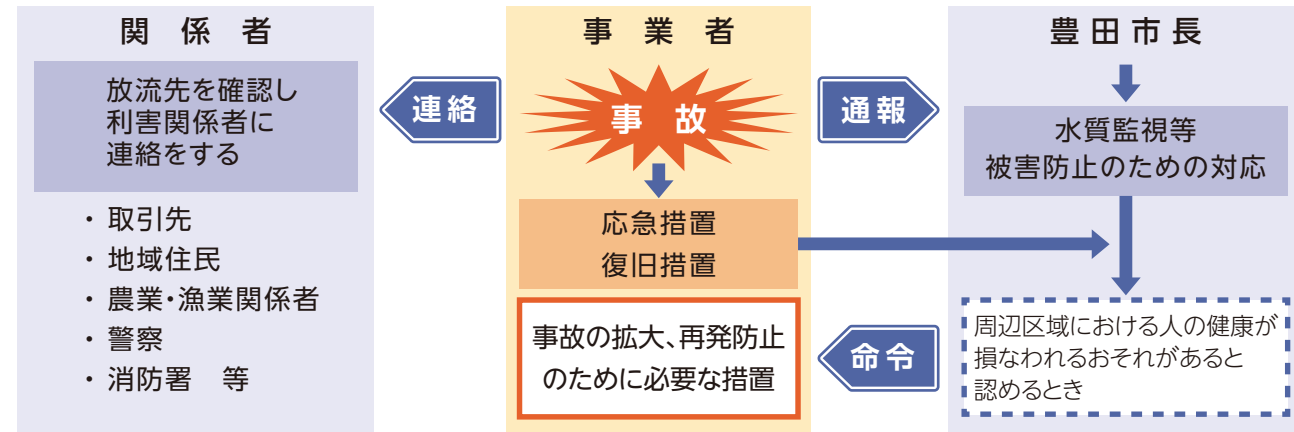
《水質事故防止の訓練のポイント》

- P 訓練の準備をする（計画を立てる）**
 - 排水系統図を作成する（排水経路を確認しましょう）。
 - 排水確認ポイント図を作成する。
 - 水質事故訓練手順書を作成する。
 - 排水確認の道具を準備する（パックテスト、リトマス試験紙、マンホールフック、水汲みバケツ、採水容器 等）
- D 訓練の実施**
 - 水質事故を想定した手順書に基づき訓練を実施（年1回は実施しましょう）
- C 訓練の評価**
 - 手順書通りに滞りなく訓練が完了できたか。
 - 手順書の不具合、訓練中の不具合を確認する。
 - 訓練内容は『訓練実施報告書』に残す。
- A 水質事故防止訓練手順書の見直し**
 - 訓練の評価に基づき『水質事故防止訓練手順書』を改定する。

水質事故訓練をPDCAのサイクルとしましょう。

事故時の措置

工場・事業場において特定施設の破損等の事故が発生し、有害物質(P19)や指定物質*、油や生活環境項目の排水基準(P18)に適合しないおそれがある水を含む水が排出された場合(地下浸透を含む)には、直ちに応急の措置を講じ環境汚染の拡大防止を図り、所管行政庁(豊田市内にあっては豊田市長)に通報しなければなりません。



注：排水基準に適合しない排水が事業場の敷地を超え、河川に流入した場合、甚大な被害に繋がるおそれがあります。

水質事故は、流出者の責任になります。

原因者は、法律に沿った措置をとる。

応急措置を行う。

- 汚染の拡散防止
- 汚染水(物質)の回収

行政へ速やかに報告する。
流出防止のための措置を行う。

- 原因調査
- 汚染の程度
- 恒久対策

※ 指定物質

番号	物質名	番号	物質名	番号	物質名
1	ホルムアルデヒド	20	クロロホルム	39	クロルピリホス
2	ヒドラジン	21	硫酸ジメチル	40	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
3	ヒドロキシルアミン	22	クロルピクリン	41	アラニカルブ
4	過酸化水素	23	ジクロロボス(DDVP)	42	クロルデン
5	塩化水素	24	オキシデプロホス(ESP)	43	臭素
6	水酸化ナトリウム	25	トルエン	44	アルミニウム及びその化合物
7	アクリロニトリム	26	エピクロロヒドリン	45	ニッケル及びその化合物
8	水酸化カリウム	27	スチレン	46	モリブデン及びその化合物
9	アクリルアミド	28	キシレン	47	アンチモン及びその化合物
10	アクリル酸	29	パラ-ジクロロベンゼン	48	塩素酸及びその塩
11	次亜塩素酸ナトリウム	30	フェノカルブ(BPMC)	49	臭素酸及びその塩
12	二硫化炭素	31	プロピザミド	50	クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。)
13	酢酸エチル	32	クロロタロニル(TPN)	51	マンガン及びその化合物
14	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	33	フェニトロチオン(MEP)	52	鉄及びその化合物
15	硫酸	34	イプロベンホス(IBP)	53	銅及びその化合物
16	ホスゲン	35	イソプロチオラン	54	亜鉛及びその化合物
17	1,2-ジクロロプロパン	36	ダイアジノン	55	フェノール類及びその塩類
18	クロルスルホン酸	37	イソキサチオン	56	ヘキサメチレンテトラミン
19	塩化チオニル	38	クロルニトロフェン(CNP)		

水質汚濁防止法における届出関係

工場・事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設の設置等をしようとするときは、所定の事項を都道府県知事等(豊田市内にあっては豊田市長)に届け出なければなりません。
この届出は当該工場・事業場の規模、排出水量にかかわらず届け出る必要があります。

■ 特定施設に関わる届出

項目	遵守事項	届出先	例
特定施設設置届出	工事着工60日前までに「設置届出書」を提出	都道府県知事等 (豊田市内に あっては 豊田市長)	・新規アルカリ洗浄機を次期連休時に設置 ・他工場から洗浄機を移設し、アルカリ洗浄機として使用する。
特定施設廃止届出	撤去後、30日前までに「廃止届出書」を提出		・老朽化したアルカリ洗浄機を撤去した。 ・他工場、または仕入先へ移設/譲渡(貸与)した。
特定施設構造変更届出	工事着工60日前までに「変更届出書」を提出		・洗浄液、薬品類の変更 ・配管、経路等の変更 ・排水量の変更
経過措置に伴う使用届出	既存施設が特定施設の要件を満たした時点から30日以内に「使用届出書」を提出		・法改正等により新たに特定施設になった。
氏名等変更届出	会社代表者等の名称変更が生じた際、30日以内に提出		・代表取締役交代による氏名変更 ・社名変更(合併等を除く)
承継届出	法対象企業から特定施設を譲渡、借用、合併した30日以内に提出		・法対象A社より、酸・アルカリ洗浄機を借用し設置運用 ・合併による社名変更 ・会社を相続した。
事故報告	環境事故の発生とその状況、それに対する措置を速やかに報告		・油が河川に流出 ・有害物質を含む水が河川に流出

■ 特定施設設置届出書の届出事項

- 1 氏名又は名称及び住所(法人の場合は代表者の氏名)
- 2 工場・事業場の名称及び所在地
- 3 特定施設の種類の
- 4 特定施設の構造
- 5 特定施設等の設備
- 6 特定施設等の使用の方法
- 7 特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法
- 8 排水の汚染状態及び量など
- 9 排水に係る用水及び排水の系統
- 10 有害物質に係る用水及び排水又は搬入及び排出の系統

水質汚濁防止法の届出書の書き方

特定施設の記入要領 (例：電気めっき施設)

届出書表紙

様式第1 (第3条関係) (表面)

特定施設 (有害物質処理特定施設) 設置 (使用) 届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長殿

届出者 氏名又は名称 住 所 氏名又は名称 法人にあっては代表者

設置する工場名

令別表第1の頁番号と施設の名称 (P14~16参照)

水質汚濁防止法第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項の規定により、特定施設 (有害物質処理特定施設) について、次のとおり届けます。

工場又は事業場の名称	アイ金属工業株式会社 第一工場	設置年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地	豊田市〇〇町1-10	工事着手予定年月日	年 月 日
特定施設の種別	55 電気めっき装置	工事完成予定年月日	年 月 日
有害物質使用特定施設の該当の有無	有	使用開始予定年月日	年 月 日
△特定施設の構造	別紙1のとおり	種別及び形式	別紙のとおり
△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限り)	別紙1の2のとおり	構造	別紙のとおり
△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり	主要寸法	別紙のとおり
△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり	能力	別紙のとおり
△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり	処理の方式	別紙のとおり
△排出水の排出系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり	処理の系統	別紙のとおり
△排出水に係る排水の系統	別紙6のとおり	排水及び導水の方法	別紙のとおり
△有害物質使用特定施設の種別	別紙7のとおり	使用時間	別紙のとおり
△有害物質使用特定施設の構造	別紙8のとおり	1日当たりの使用時間	別紙のとおり
△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙9のとおり	使用の手段的変動	別紙のとおり
△汚水等の処理の方法	別紙10のとおり	原材料 (消耗資材を含む) の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	別紙のとおり
△特定地下浸透水の受入の方法	別紙11のとおり	種別 項目	3通-800
△特定地下浸透水に係る排水の系統	別紙12のとおり	pH	3~10
		BOD	100mg/L
		COD	50
		SS	90
		T-N	60
		T-P	8
		CN	50
		Cr	40
		Cu	30

別紙1 特定施設の構造

別紙1 特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号 66-②

特定施設番号及び名称 66 電気めっき施設

形式 全自動銅ニッケルクロムラインメッキ 愛知型 平成10年式

構造 鉄鋼製 (ライニング処理) (別紙参照)

主要寸法 メッキライン 長さ16.6m 幅1.6m 高さ2.3m
メッキ層 高さ0.7m 幅1.1m 1基

能力 △△kg/日

配置 別紙配置図のとおり

設置年月日 年 月 日

工事着手予定年月日 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

工事完成予定年月日 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

使用開始予定年月日 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

その他参考となるべき事項 床面は厚さ100mmのコンクリート周囲には側溝を設け、流出を防止

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機材又は主要装置の配置を記載すること。
2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

別紙2 特定施設の使用の方法

別紙2 特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号 66-②

特定施設番号及び名称 66 電気めっき施設

設置場所 別紙配置図のとおり

換気の系統 別紙のとおり

使用時間 連続使用

1日当たりの使用時間 8時間

使用の手段的変動 なし

原材料 (消耗資材を含む) の種類、使用方法及び1日当たりの使用量 別紙のとおり

種別 項目 3通-800

pH 3~10

BOD 100mg/L

COD 50

SS 90

T-N 60

T-P 8

CN 50

Cr 40

Cu 30

汚水等の汚染状態

汚水等の量 (m³/日) 通常 最大 70 80

その他参考となるべき事項 使用有害物質等：電気銅、シアン化カリウム、無水クロム酸、シアン化ナトリウム

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙3 汚水等の処理の方法

別紙3 汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号 No1

処理施設 別紙配置図のとおり

設置場所 年 月 日

工事着手予定年月日 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

工事完成予定年月日 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

使用開始予定年月日 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

種別及び形式 総合汚水処理施設 〇〇式

構造 コンクリート製 (別紙のとおり)

主要寸法 11m×17m×4m

能力 35m³/時

処理の方式 酸化、還元、凝集沈殿

処理の系統 別紙のとおり

排水及び導水の方法 200mmφ塩ビ管にて汚水処理施設へ導水する (別紙参照)

使用時間 連続

1日当たりの使用時間 8時間

使用の手段的変動 なし

消耗資材の1日当たりの用途別使用量 別紙のとおり

種別 項目 通常 最大

pH 4~9 7~8 2~13 7~8

BOD 80 15 200 20

COD 40 10 80 20

SS 60 20 120 30

T-N 50 20 200 25

T-P 5 2 20 3

CN 50 0.1 70 0.5

Cr 40 0.1 60 0.3

Cu 30 0.5 50 1

Zn 30 1 50 2

量 (m³/日) 2.10 2.10 2.50 2.50

排水の排出方法 処理水→No.1排水口→側溝→十ヶ川→阿久比川

その他参考となるべき事項 汚水処理：△△処理 (株) (半田市△△町) に委託。66-②→No.1処理施設→No.1排水口

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
2 排水の排出方法の欄には、排水口の位置及び排水に排出先を含め記載すること。

別紙4 排出水の汚染状態及び量

別紙4 排出水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号

種類 項目	No1		No2	
	通常	最大	通常	最大
pH	7~8	7~8	6~7	6~7
BOD	1.5mg/L	2.0mg/L	1.0mg/L	1.5mg/L
COD	1.0	2.0	9	1.4
SS	2.0	3.0	2.0	3.0
T-N	2.0	2.5	2.0	3.0
T-P	2	3	2	3
CN	0.1	0.5	0.1	0.5
Cr	0.1	0.3	0.1	0.3
Cu	0.5	1	0.5	1
Zn	1	2	1	2

排出水の量 (m³/日) 通常 最大 2.10 2.50 1.30 1.50

排出水の汚染状態

66-②など工程水→No.1処理施設→No.1排水口→側溝
し尿浄化槽排水+冷却水→No.2排水口→側溝
雨水→No.3~No.6排水口→側溝

排出先 十ヶ川、阿久比川

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙5 排出水の排出系統別の汚染状態及び量

別紙5 排出水の排出系統別の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号

種類 項目	汚染状態 (mg/L)	水量 (m ³ /日)			汚染負荷量 (kg/日)		
		通常	最大	通常	最大	通常	最大
① 電気めっき業 (201)	10	20	36	43.5			
② 輸送用機械器具製造業 (205)	10	20	74	86.5			
③ 輸送用機械器具製造業 (206-1種)	10	20	100	120			
④ し尿浄化槽 (150人槽) (2327)	30	40	30	40	40	1.6	
合計			240	290	170	40	
			80	3	3	5.5	

特定排出水以外の排出水

a 冷却水 3 4 100 110 0.3 0.44

合計 100 110 0.3 0.44

備考 1 本紙に記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
2 指定項目の別項、汚染状態の項及び汚染負荷量の項には、指定項目について記載すること。
3 窒素含有量について記載する場合には、「Qc0」と「Qc1」を「Qc2」と読み替え、Qc3の項に記載しないこと。
4 リン含有量について記載する場合には、「Qc0」と「Qc1」を「Qc4」と読み替え、Qc3の項に記載しないこと。
5 ※印の欄には記載しないこと。

別紙6 用水及び排水の系統

別紙6 用水及び排水の系統

工場又は事業場における施設番号

用途別 用水量

井戸水 100m³/日

工業用水 210m³/日

水道水 30m³/日

間接冷却水 100m³/日

投入工程

垂鉛めっき工程

銅・ニッケル・クロムめっき工程

塗装工程

研磨工程

便所

ちゅう房等

し尿浄化槽 (150人槽) 30m³/日

総合処理施設 210m³/日

排出 340m³/日

用途	使用水	用水量 (m ³ /日)
特定施設	工業用水	210
事務所、ちゅう房等	水道水	30
冷却水	井戸水	100

必要な添付書類

- 排出水の排水系統別の汚染状態及び量の系統図
- 工場・事業場の概要
- ① 特定施設等の構造図
- ② 工場全体の配置図
- ③ 特定施設に関連する主要機材又は主要装置の設置場所
- ④ 特定施設を含む操業の系統図 (原料から製品までの製造工程フローシート)
- ⑤ 原材料の種類及び処理に関する消耗資材
- ⑥ 汚水処理施設の構造図 (平面図及び立面図)
- ⑦ 汚水処理の系統図

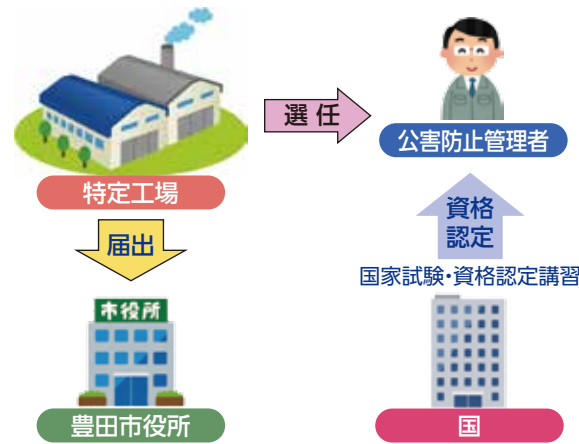
届出様式は、豊田市環境保全課のホームページから入手できます。

「水質汚濁防止法」に基づく届出様式一覧

<http://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/kankyuhozen/1004211.html>

水質関係公害防止管理者等の選任及び届出

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止組織法)に基づき、一定の工場には、公害防止に関して専門知識を有する人を工場に配置(選任及び届出)し、その工場内に公害防止組織の整備を図る義務があります。



対象施設(水質関係)

次をとともに満たす特定工場

- ① 製造業(物品の加工業を含む)、電気供給業、ガス供給業、熱供給業
- ② 有害物質排出施設 又は1,000m³/日以上の汚水等排出施設

公害防止管理者制度

施設区分		公害防止管理者種類	資格条件
汚水等排出施設	有害物質を発生する施設	排出量が10,000m ³ /日以上 の工場に設置させるもの	水質関係第1種 有資格者
		排出量が10,000m ³ /日未 満の工場に設置させるもの	水質関係第1, 2種 有資格者
	有害物質を発生する施設 以外の施設	排出量が10,000m ³ /日 以上の工場に設置させるもの	水質関係第3種 有資格者
		排出量が10,000m ³ /日未 満の工場に設置させるもの	水質関係第1~4種 有資格者

公害防止組織法に伴う届出義務






項目	遵守事項	届出先	資格
公害防止統括者(公害防止統括者の代表者)選任、死亡・解任届出書 (従業員21人以上)	適用時から30日以内に選任 その後30日以内に提出	都道府県知事等 (豊田市内にあつて は豊田市長)	公的資格=不要 ・統括者=担当役員 ・代理者=工場長、部長が任命 されるケースが一般的
	死亡・解任は、その日から 30日以内に提出		
公害防止管理者(公害防止統括者の代表者)選任、死亡・解任届出書	適用時から60日以内に選任 その後30日以内に提出		公害防止管理者制度に基 づき任命
	死亡・解任は、その日から 30日以内に提出		

参考：公害防止組織法では、公害防止統括者、公害防止管理者のほかに、公害防止主任管理者の制度があります。公害防止管理者制度の詳細は、「豊田市内事業者向け 事業活動と環境シリーズ01 環境法令一般」を参照してください。

主な特定施設

以下は豊田市内で届出の多い業種の特定施設です。

業種等	施設の画像	適用条件
自動式車両洗浄施設		[対象施設] ● ガソリンスタンド、自動車整備工場等に設置されている自動式洗車機
旅館業		[対象施設] ● 旅館業法に基づくちゅう房施設、洗濯施設、入浴施設 ※：ただし、下宿営業は除く
洗濯業		[対象施設] ● 個人経営洗濯業、フランチャイズ洗濯工場の洗浄施設=洗濯機(洗濯乾燥機含)
畜産農業		[対象施設] ● 畜産農業又はサービス業(牛房、豚房、馬房) イ 豚房=総面積 50m ² 未満は除く ロ 牛房=総面積200m ² 未満は除く ハ 馬房=総面積500m ² 未満は除く
酸又はアルカリによる表面処理施設		[対象施設] ● 金属表面を酸・アルカリ水で処理する施設等
し尿処理施設		[対象施設] ● し尿処理施設、501人槽以上の浄化槽
飲食店		[対象施設] ● 飲食店のちゅう房施設 ※：総床面積420m ² 未満の事業場除く

業種等	施設の画像	適用条件
写真現像業		[対象施設] ● 写真現像用に用いる自動式フィルム現像洗浄施設(現像用の薬品類を用いた現像液)
窯業原料の精製業		[対象施設] ● 窯業原料(上薬原料含む)精製に用いる施設 <input type="checkbox"/> 水洗式破碎施設 <input type="checkbox"/> 水洗式分別施設 <input type="checkbox"/> 酸処理施設 <input type="checkbox"/> 脱水施設
生コンクリート製造業		[対象施設] ● 生コンクリート製造に用いるバッチャープラント ※：バッチャープラント：コンクリートの材料を所定の割合に混ぜ合わせて必要な性質(混練)のものをつくる設備
金属製品製造業		[対象施設] ● 鉄及び非鉄金属製品を製造に用いる施設 <input type="checkbox"/> 焼入れ施設 <input type="checkbox"/> 電解式洗浄施設 <input type="checkbox"/> カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 <input type="checkbox"/> 水銀精錬施設 <input type="checkbox"/> 廃ガス洗浄施設
電気めっき施設		[対象施設] ● 電気めっき処理をする施設

■ 市内の業種別特定事業場数 上位15位 (平成29年3月31日現在)

特定施設No.	特定施設名称	届出数	特定施設No.	特定施設名称	届出数
71	自動式車両洗浄施設	161	66-5	飲食店	36
91	201人槽以上500人槽以下の浄化槽(指定地域特定施設)	150	68	写真現像業	34
66-3	旅館業	113	58	窯業原料の精製業	27
67	洗濯業	61	63	金属製品製造業又は機械器具製造業	21
1-2	畜産農業又はサービス業	46	55	生コンクリート製造	18
65	酸又はアルカリによる表面処理	45	17	豆腐又は煮豆の製造業	13
72	し尿処理施設	41	66	電気めっき施設	10
			71-2	科学技術に関する試験・研究機関	10

届出施設一覧

別表第一

(1/3)

	業種	特定施設名
一	鉱業、水洗炭業	選鉱施設、選炭施設、坑水中和沈でん施設、掘削用の泥水分離施設
一の二	畜産農業又はサービス業	豚房施設、牛房施設、馬房施設
二	畜産食品製造業	原料処理施設、洗浄施設(洗びん施設を含む)、湯煮施設
三	水産食品製造業	水産動物原料処理施設、洗浄施設、脱水施設、ろ過施設、湯煮施設
四	保存食品製造業(野菜又は果実原料)	原料処理施設、洗浄施設、圧搾施設、湯煮施設
五	みそ、しょう油、ソース又は食酢等製造業	原料処理施設、洗浄施設、湯煮施設、濃縮施設 精製施設、ろ過施設
六	小麦粉製造業	洗浄施設
七	砂糖製造業	原料処理施設、洗浄施設、ろ過施設、分離施設、精製施設
八	パン、菓子製造業、製あん業	粗製あんの沈でんそう
九	米業製造業、こうじ製造業	洗米機
十	飲料製造業	原料処理施設、洗浄施設(洗びん施設を含む)、搾汁施設、ろ過施設、湯煮施設、蒸留施設
十一	動物系飼料製造業、有機質肥料製造業	原料処理施設、洗浄施設、圧搾施設、真空濃縮施設、水洗式脱臭施設
十二	動植物油脂製造業	原料処理施設、洗浄施設、圧搾施設、分離施設
十三	イースト製造業	原料処理施設、洗浄施設、分離施設
十四	でん粉、化工でん粉製造業	原料浸せき施設、洗浄施設、分離施設、渋だめ及びこれに類する施設
十五	ぶどう糖、水あめ製造業	原料処理施設、ろ過施設、精製施設
十六	種類製造業	湯煮施設
十七	豆腐、煮豆製造業	湯煮施設
十八	インスタントコーヒー製造業	抽出施設
十八の二	冷凍調理食品製造業	原料処理施設、湯煮施設、洗浄施設
十八の三	たばこ製造業	水洗式脱臭施設、洗浄施設
十九	紡績業、繊維製品の製造、加工業	まゆ湯煮施設、副蚕処理施設、原料浸せき施設、精練機及び精練そう、シルケット機、漂白機及び漂白そう、染色施設、薬液浸透施設、のり抜き施設
二十	洗毛業	洗毛施設、洗化炭施設
二十一	化学繊維製造業	湿式紡糸施設、リントーまたは未精練繊維の薬液処理施設、原料回収施設
二十一の二	一般製材業、木材チップ製造業	湿式パーカー
二十一の三	合板製造業	接着機洗浄施設
二十一の四	パーティクルボード製造業	湿式パーカー、接着機洗浄施設
二十二	木材薬品処理業	湿式パーカー、薬液浸透施設
二十三	パルプ、紙、紙加工品製造業	原料浸せき施設、湿式パーカー、砕木機、蒸解施設、蒸解廃液濃縮施設、チップ&パルプ洗浄施設、漂白施設、抄紙施設、セロハン製膜施設、湿式繊維板成形施設、廃ガス洗浄施設
二十三の二	新聞業、出版業、印刷業、製版業	自動式フィルム現像洗浄施設、自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
二十四	化学肥料製造業	ろ過施設、分離施設、水洗式破碎施設、廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設
二十五	削除	
二十六	無機顔料製造業	洗浄施設、ろ過施設、遠心分離機(カドミウム系無機顔料製造施設)、水洗式分別施設(群青製造施設)、廃ガス洗浄施設
二十七	無機化学工業製品製造業(前号に掲げる事業以外)	ろ過施設、遠心分離機、亜硫酸ガス冷却洗浄施設(硫酸製造施設)、洗浄施設(活性炭又は二酸化炭素製造施設)、塩酸回収施設(無水けい酸製造施設)、反応施設(青酸製造施設)、吸着施設及び沈でん施設(よう素製造施設)、沈でん施設(海水マグネシア製造施設)、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、水洗式分別施設(バリウム化合物製造施設)
二十八	カーバイト法アセチレン誘導品製造業	湿式アセチレンガス発生施設、洗浄施設及び蒸留施設(酢酸エステル製造施設)、メチルアルコール蒸留施設(ポリビニルアルコール製造業)、蒸留施設(アクリル酸エステル製造施設)、塩化ビニルモノマー洗浄施設、クロロペンモノマー洗浄施設
二十九	コーラル製品製造業	ベンゼン類硫酸洗浄施設、静置分離器、タール酸ソーダ硫酸分解施設
三十	発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)	原料処理施設、蒸留施設、遠心分離機、ろ過施設
三十一	メタン誘導品製造業	メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設の蒸留施設、ホルムアルデヒド製造施設の精製施設、フロンガス製造施設の洗浄施設及びろ過施設
三十二	有機顔料又は合成染料の製造業	ろ過施設、顔料又は染色レーキの製造施設の水洗施設、遠心分離機、廃ガス洗浄施設

概略

水質汚濁防止法

土壌汚染対策法

浄化槽法

地下水の利用

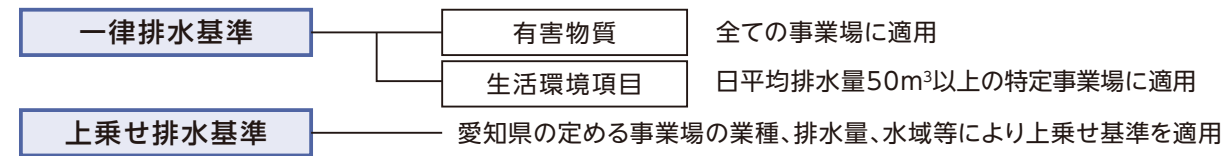
参考

	業種	特定施設名
三十三	合成樹脂製造業	縮合反応施設、水洗施設、遠心分離機、静置分離器、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設、溶剤蒸留施設、溶剤回収施設、ポリブテン処理施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
三十四	合成ゴム製造業	ろ過施設、脱水施設、水洗施設、ラテックス濃縮施設、製造施設の静置分離器
三十五	有機ゴム製品製造業	蒸留施設、分離施設、廃ガス洗浄施設
三十六	合成洗剤製造業	廃酸分離施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
三十七	石油化学工業 (前六号に掲げる事業以外)	洗浄施設、分離施設、ろ過施設、急冷施設及び蒸留施設(アクリロニトリル製造施設)、蒸留施設(アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設)、酸又はアルカリによる処理施設(アルキルベンゼン製造施設)、蒸留施設及び硫酸濃縮施設(イソプロピルアルコール製造施設)、蒸留施設及び濃縮施設(エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設)、縮合反応施設及び蒸留施設(2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコール製造施設)、酸又はアルカリによる処理施設(シクロヘキサノン製造施設)、ガス冷却洗浄施設(トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸製造施設)、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設(ノルマルパラフィン製造施設)、プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器、水蒸気凝縮施設(メチルエチルケトン製造施設)、反応施設及びメチルアルコール回収装置(メチルメタアクリレートモノマー製造施設)、廃ガス洗浄施設
三十八	石けん製造業	原料精製施設、塩折施設
三十八の二	界面活性剤製造業	反応施設(ジオキササンが発生するものに限り、洗浄装置を有しない物を除く)
三十九	硬化油製造業	脱酸施設、脱臭施設
四十	脂肪酸製造業	蒸留施設
四十一	香料製造業	洗浄施設、抽出施設
四十二	ゼラチン又はにかわ製造業	原料処理施設、石灰づけ施設、洗浄施設
四十三	写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設
四十四	天然樹脂製品製造業	原料処理施設、脱水施設
四十五	木材化学工業	フルフラール蒸留施設
四十六	有機化学工業製品製造業 (第二十八号から前号までに掲げる事業場以外)	水洗施設、ろ過施設、ヒドラジン製造施設の濃縮施設、廃ガス洗浄施設
四十七	医薬品製造業	動物原料処理施設、ろ過施設、分離施設、混合施設、廃ガス洗浄施設
四十八	火薬製造業	洗浄施設
四十九	農薬製造業	混合施設
五十	試薬の製造業(第二条各号に掲げる物質を含有する)	試薬製造施設
五十一	石油精製業 (潤滑油再生業を含む)	脱塩施設、原油常圧蒸留施設、脱硫施設、揮発油・灯油又は軽油の洗浄施設、潤滑油洗浄施設
五十一の二	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業 ゴムホース製造業 工業用ゴム製品製造業 (防振ゴム製造業を除く) 更生タイヤ製造業、ゴム板製造業	直接加硫施設
五十一の三	医療用・衛生用ゴム製品製造業 ゴム手袋製造業 糸ゴム製造業、ゴムバンド製造業	ラテックス成形型洗浄施設
五十二	皮革製造業	洗浄施設、石灰づけ施設、タンニンづけ施設、クロム浴施設、染色施設
五十三	ガラス、ガラス製品製造業	研磨洗浄施設、廃ガス洗浄施設
五十四	セメント製品製造業	抄造施設、成型機、水養生施設(蒸気養生施設を含む)
五十五	生コンクリート製造業	パッチャープラント
五十六	有機質砂かべ材製造業	混合施設
五十七	人造黒鉛電極製造業	成型施設
五十八	窯業原料の精製業	水洗式破碎施設、水洗式分別施設、酸処理施設、脱水施設
五十九	破石業	水洗式破碎施設、水洗式分別施設
六十	砂利採取業	水洗式分別施設
六十一	鉄鋼業	タール及びガス液分離施設、ガス冷却洗浄施設、圧延施設、焼入れ施設、湿式集じん施設

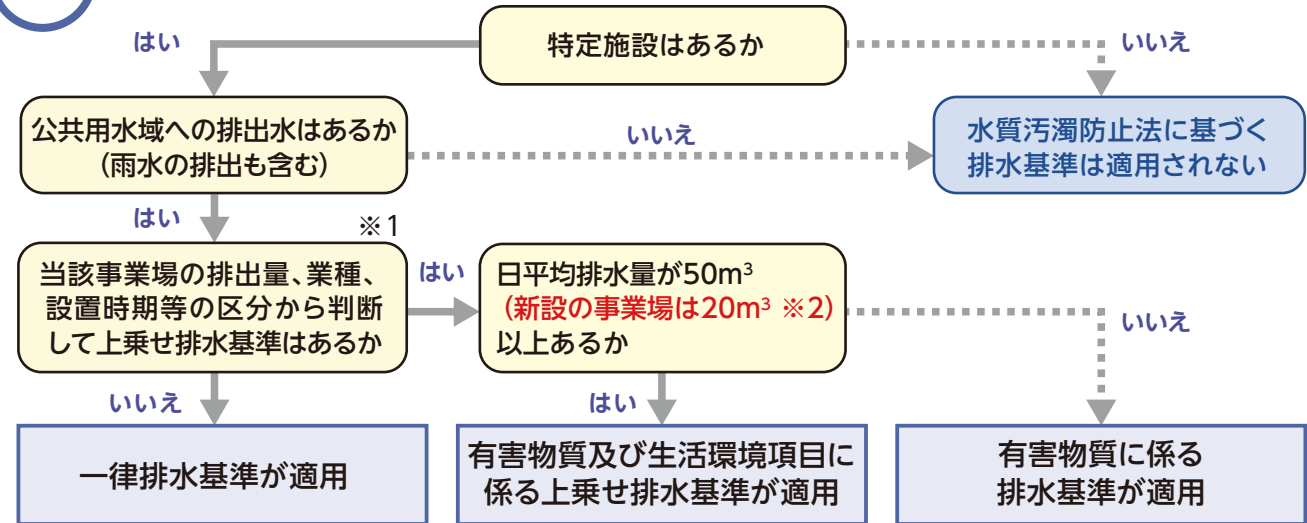
	業種	特定施設名
六十二	非鉄金属製造業	還元そう、電解施設(溶解塩電解施設を除く)、焼入れ施設、水銀精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
六十三	金属製品製造業、機械器具製造業	焼入れ施設、電解式洗浄施設、カドミウム電極又は鉛電極の化成施設、水銀精製施設、廃ガス洗浄施設
六十三の二	空きびん卸売業	自動式洗びん施設
六十三の三	石炭を燃料とする火力発電施設	廃ガス洗浄施設
六十四	ガス供給業、コークス製造業	タール及びガス液分離施設、ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む)
六十四の二	水道施設、工業用水道施設、自家用工業水道施設の浄水施設	沈でん施設、ろ過施設
六十五	酸又はアルカリによる表面処理施設	酸又はアルカリによる表面処理施設
六十六	電気めっき施設	電気めっき施設
六十六の二	エチレンオキサイド又は1,4ジオキサンの混合施設 (全各号に該当するものを除く)	エチレンオキサイド又は1,4ジオキサンの混合施設
六十六の三	旅館業(下宿営業を除く)	ちゅう房施設、洗濯施設、入浴施設
六十六の四	共同調理場	ちゅう房施設(総床面積が500m ² 未満の事業場は除く)
六十六の五	弁当仕出屋、弁当製造業	ちゅう房施設(総床面積が360m ² 未満の事業場は除く)
六十六の六	飲食店	ちゅう房施設(総床面積が420m ² 未満の事業場は除く)
六十六の七	そば店、うどん店、すし店、喫茶店など (通常主食と認められる食事を提供しない飲食店)	ちゅう房施設(総床面積が630m ² 未満の事業場は除く)
六十六の八	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブなど (その他これらに類する飲食店)	ちゅう房施設(総床面積が1500m ² 未満の事業場は除く)
六十七	洗濯業	洗浄施設
六十八	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設
六十八の二	病院 (第一条の五第一項に規定されるもの) (病床数300以上であるもの)	ちゅう房施設、洗濯施設、入浴施設
六十九	と畜業、死亡獣畜取扱業	解体施設
六十九の二	中央卸売市場(水産物に係るものに限る)	卸売場、仲卸売場
六十九の三	地方卸売市場(水産物に係るものに限る)	卸売場、仲卸売場(総面積が1,000m ² 未満の事業場は除く)
七十	廃油処理施設	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(第三条第十四号に規定されたもの)
七十の二	自動車分解整備事業	洗車施設(屋内作業場の総面積が800m ² 未満の事業場を除く)
七十一	自動車車両洗浄施設	洗浄施設
七十一の二	化学技術に関する研究、試験、検査 又は専門教育を行う事業場	洗浄施設、焼入れ施設
七十一の三	一般廃棄物処理施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第八条第一項に規定するもの)	焼却施設
七十一の四	産業廃棄物処理施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第十五条第一項に規定するもの)	脱水施設(汚泥)、焼却施設(汚泥:PCBを除く)、油水分離施設(廃油)、焼却施設(廃油:PCBを除く)、中和施設(廃酸、廃アルカリ)、焼却施設(廃プラスチック:PCBを除く)、シアン化合物の分解施設(汚泥、廃酸、廃アルカリ)、焼却施設(廃PCB、廃PCB汚染物、PCB処理場)、分解施設(廃PCB、廃PCB汚染物、PCB処理場)、洗浄施設又は分離施設(廃PCB汚染物、PCB処理場)
七十一の五	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの洗浄施設	洗浄施設
七十一の六	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの蒸留施設	蒸留施設
七十二	し尿処理施設	し尿処理施設(処理対象人数が500人以下のし尿浄化槽を除く)
七十三	下水道終末処理施設	下水道終末処理施設
七十四	特定事業場から排出される水の処理施設 (前二号に掲げるものを除く)	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く)の処理施設
九十一	指定地域内し尿処理施設 指定地域特定施設	201人槽以上500人槽以下の浄化槽

排水基準について

排水基準とは、特定事業場から公共用水域に排出される水の汚染状態（濃度）についての許容限度のことです。排水基準には、全公共用水域を対象とし、すべての事業場に対して法令で定められた「一律排水基準」と、法令よりも厳しい基準を条例で定めた「上乘せ排水基準」があります。

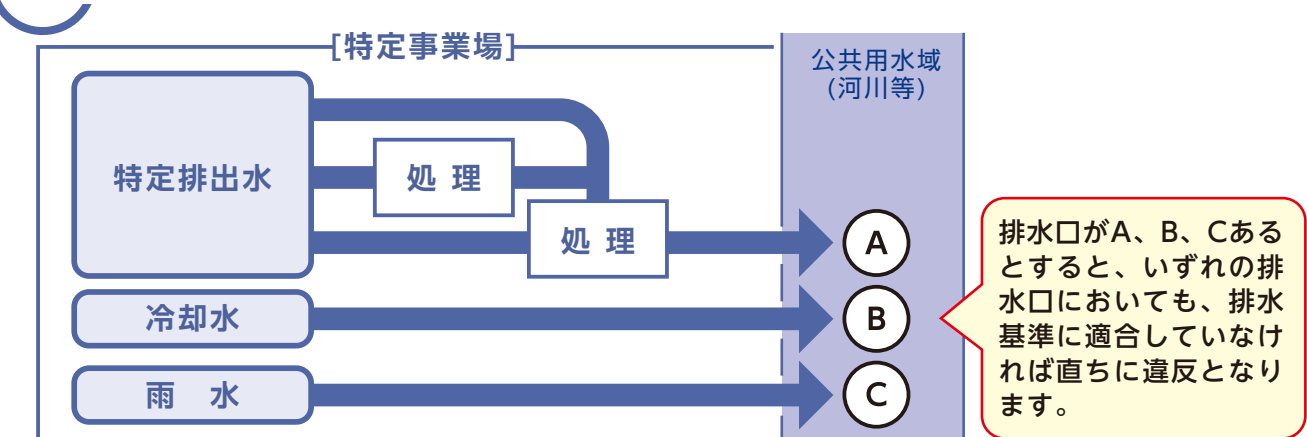


排水基準の適用の流れ図



※1：既設・新設について
既設… 特定施設を設置した工場・事業場のうち、下記のように区分される事業場
 ・事業場区分A：下記「事業場区分B」以外の事業場で、境川水域で～S47.3.31 に設置された事業場又は矢作川水域で～S48.3.31 に設置された事業場
 ・事業場区分B：～S57.12.31に設置された事業場で、1の2（畜産農業）、18の2（冷凍調理食品製造業）、18の3（たばこ製造業）、19（紡績業等ののり抜き施設）、21の2,3,4（一般製材業等）、23の2（新聞業、出版業等）、51の2,3（ゴム製品製造業）、63の2（空きびん卸売業）、64の2（水道施設）、66の3（旅館業）、68の2（病院）、69の2（中央卸売市場）、69の3（地方卸売市場）、70の2（自動車分解整備事業洗車施設）、71の2（試験研究機関）、71の3（一般廃棄物処理施設）、71の4（産業廃棄物処理施設）のみを有する事業場
新設… 特定施設を設置した工場・事業場のうち、既設の工場・事業場以外のもの
 ※2：非鉄金属鋳業及び窯業原料製造業は排水量に関係なくすべて、畜産農業及びサービス業は既設であっても日平均排水量20m³以上で適用されます。

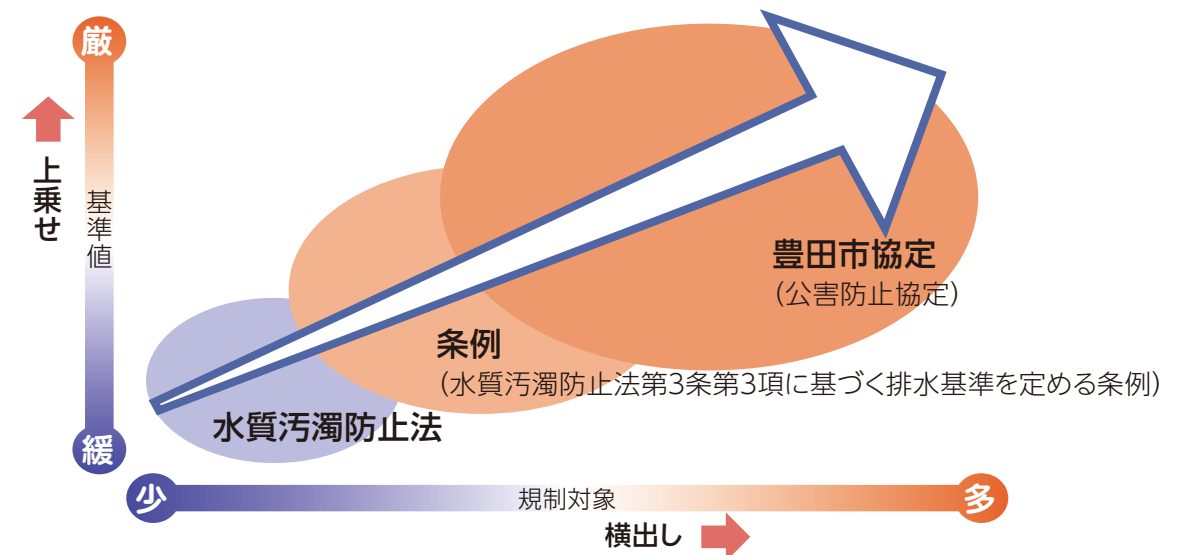
排水基準の適用される場所



排水基準値

排水基準に適合しない排水を排出してはなりません。排水基準違反に対しては、直罰規定が定められています。

法、県条例、市協定の基準値位置づけ（イメージ）



生活環境項目

生活環境項目	一律排水基準 (法律の許容濃度)	上乘せ排水基準 ※1 (条例の許容濃度)
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8 ~ 8.6 海域 5.0 ~ 9.0	←
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)	25mg/L (日間平均 20mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)	25mg/L (日間平均 20mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)	70mg/L (新設は30mg/L) (日間平均 50mg/L、 新設の日間平均は20mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L	5mg/L (新設は2mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L	10mg/L
フェノール類含有量	5mg/L	1mg/L (矢作川水系の新設は0.5mg/L)
銅含有量	3mg/L	1mg/L
亜鉛含有量	2mg/L ※2	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L	← (境川水系の新設は5mg/L)
溶解性マンガン含有量	10mg/L	← (境川水系の新設は5mg/L)
クロム含有量	2mg/L	←
大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm³	←
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L) ※2	←
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L) ※2	←

※1：表中の許容濃度は、下水道処理区域にある、又は下水道処理区域外である一部業種（畜産業者、食品製造業サービス業など）を除く工場・事業場に適用されます。詳細は、豊田市発行の水質汚濁防止法のあらまし、愛知県ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizu/0000063733.html>

※2：業種によって暫定基準値が設定されています。

有害物質

すべての特定事業場に適用されます。

有害物質の種類	法律の許容濃度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L ※
シアン化合物	1mg/L
有機化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L (海域 230mg/L) ※
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L (海域 15mg/L) ※
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L ※
1, 4-ジオキサン	0.5mg/L ※

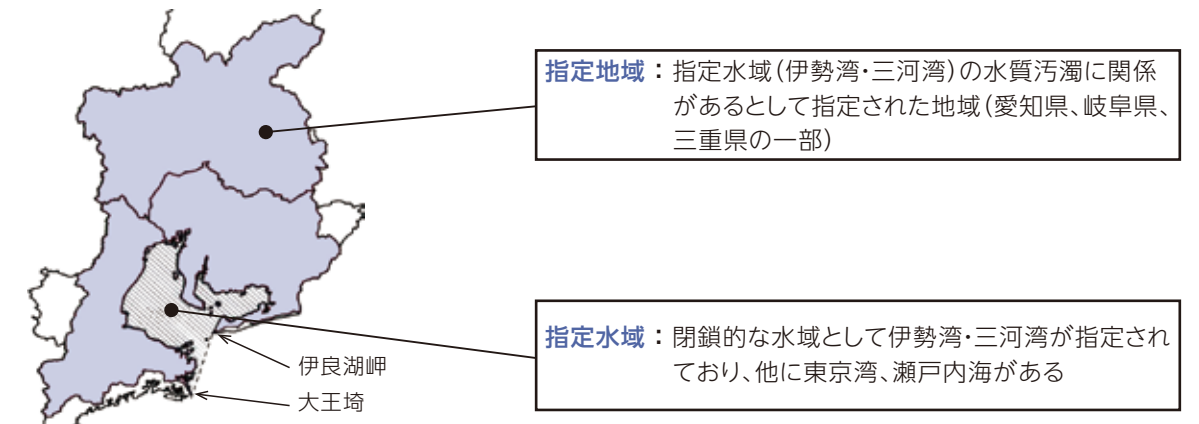
※：業種によって暫定基準値が設定されています。

総量規制について

伊勢湾や三河湾のように閉鎖的になっている水域は、人口・産業の集中等によって汚濁物質が蓄積し、水質が悪化しやすいため、濃度規制に加えて汚濁物質の絶対量(汚濁負荷量)についても規制を設けています。

総量規制の対象

伊勢湾や三河湾に接続し流入する公共用水域に排水する特定事業場のうち、日平均排水量50m³以上のもの。



伊勢湾・三河湾水質総量規制に係る指定水域及び指定地域

総量規制基準

事業場ごとに定められた排出が許容される1日の汚濁負荷量

規制対象項目：化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量、りん含有量

[汚濁負荷量の計算]

$$\text{特定排出水中の濃度(mg/L)} \times \text{特定排水の量(m}^3\text{/日)} \div 1,000 = \text{汚濁負荷量(kg/日)}$$

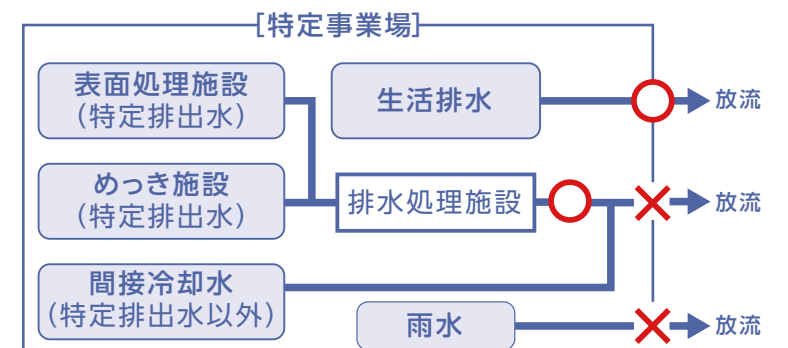
対象となる事業場の義務

- ① 総量規制基準の遵守
- ② 汚濁負荷量の測定手法の届出
- ③ 汚濁負荷量の測定及び記録(3年間保管)

[測定回数]

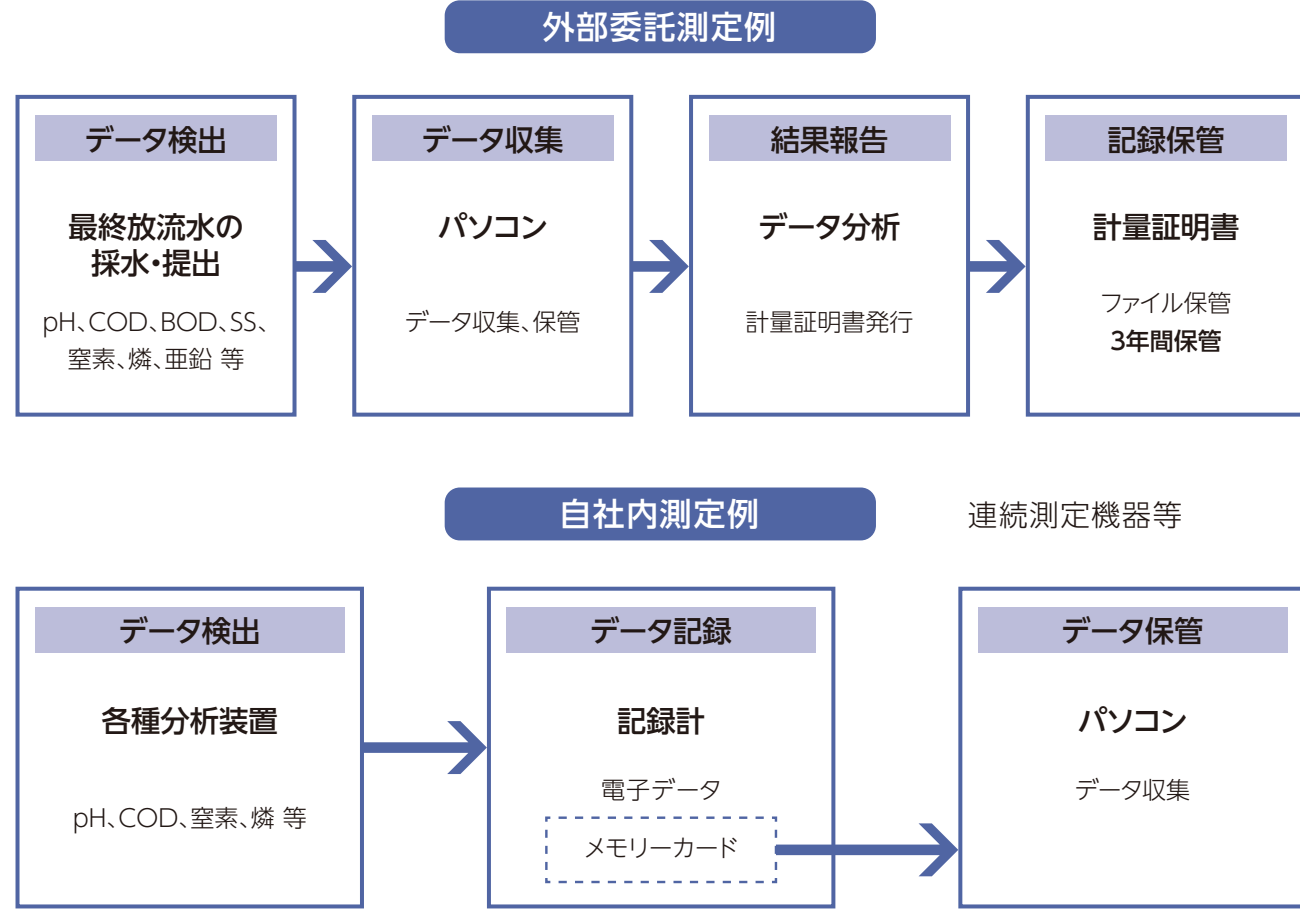
日平均排水量 (m ³)	測定回数
400以上	毎日
200以上～400未満	7日のうち1日以上
100以上～200未満	14日のうち1日以上
50以上～100未満	30日のうち1日以上

[測定場所] 原則、特定排水のみ測定する。



測定・記録のポイント

排水水を排出する者は、常にその汚染状態について注意する必要があるため、排水水の汚染状態を測定し、結果を記録、保存する必要があります。



測定・記録のポイント

- 測定対象項目：排水基準が定められている事項のうち、特定施設設置または変更届出書の「排水水の汚染状態及び量」を記載する欄により届け出た項目
- 計量証明書の発行は「計量証明事業所登録」の業者が実施し、記録の正当性を保証する。
- 測定記録(計量証明書等)は**3年間保存**
- 測定頻度：年1回以上
ただし、旅館業(温泉を利用するものに限る)の場合は、3年に1回以上測定すべき項目あり。

未記録、虚偽の記録、記録を保存しなかった場合は、処罰の対象になります。

計量証明書サンプル

有害物質使用特定施設等に係る構造基準

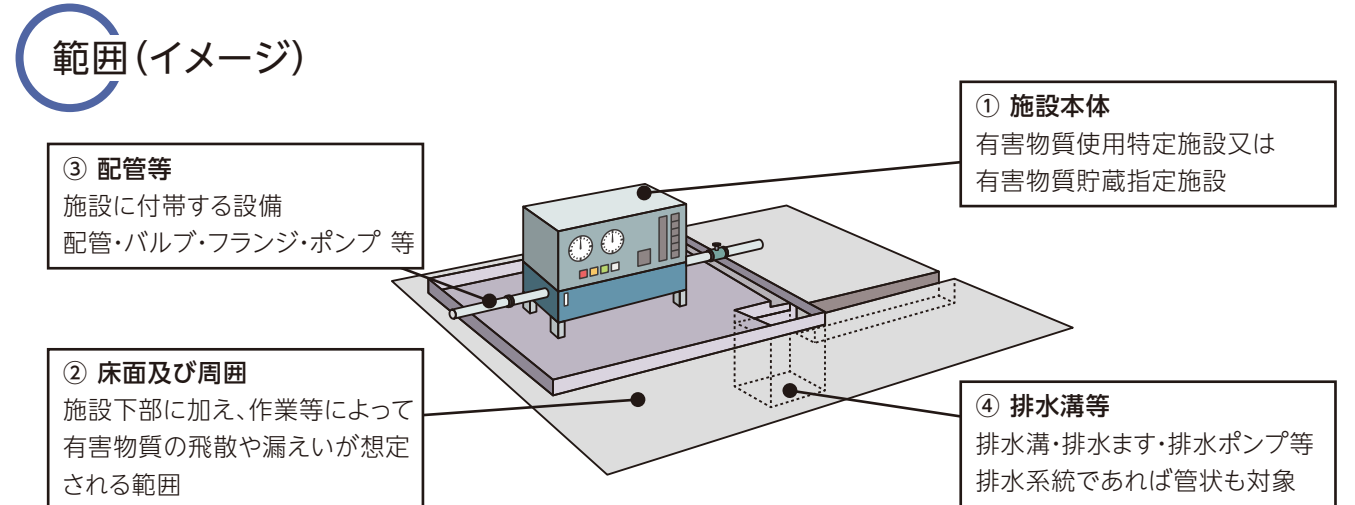
背景

- 有害物質(トリクロロエチレン等)漏えい・施設の不適切管理による地下水汚染の継続的な発生
- 地下水汚染の原因者特定の困難性(地下における水の移動経路が複雑)

水質汚濁防止法の改正(平成24年6月施行)

- 1 構造等に関する基準の遵守義務
- 2 定期点検の実施、記録の保存義務

[対象施設] ① 有害物質使用特定施設
② 有害物質貯蔵指定施設



1 施設構造基準の設定

[有害物質地下浸透の主な原因]

- ・ 施設床面の劣化による亀裂
- ・ 土間等の浸透性のある床
- ・ 排水溝、排水貯留施設等の亀裂

[構造基準の適用施設]

- ① 床面及び周囲
- ② 施設本体
- ③ 配管等(地上、地下)
- ④ 排水溝等
- ⑤ 地下貯蔵施設

2 定期点検の義務化

[定期点検の考え方]

- 施設破損の確認 … ひび割れ・亀裂・被覆損傷等の目視点検
内圧変動・水位変動での漏水確認
- 漏えいの有無 …… 目視による確認
検知設備による早期発見

[定期点検項目]

- [1] 点検を実施した施設
- [2] 点検実施年月日
- [3] 点検の方法及び結果
- [4] 点検実施責任者及び実施者の氏名
- [5] 結果に基づき補修等の措置内容 (記録帳票は自由、保管は3年)

施設構造基準及び定期点検の概要

施設本体

地下構造に関するものを除き構造基準の設定はないが、施設本体からの漏えいが容易に確認できることが望ましい。

例：井桁や支柱の設定

定期点検の目安

点検部位	点検ポイント	頻度
1. 施設本体	異常の有無(亀裂・損傷など)	1回以上/年
	漏えいの有無	

床面及び周囲

構造基準

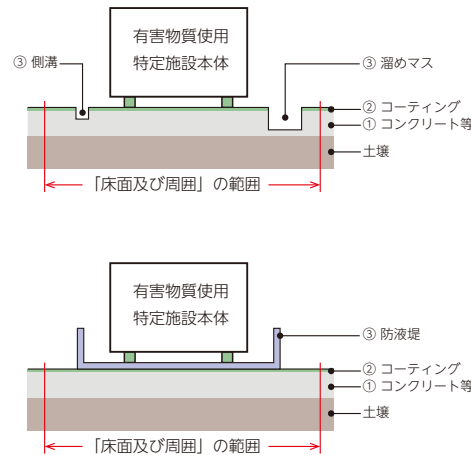
- ① 不浸透構造
- ② 必要に応じ、耐性の被膜
- ③ 防液堤・側溝・溜めマス・受皿等を設置

※ 床面からの漏えいが目視により容易に確認できる場合、構造基準が適用されない場合あり。

定期点検

点検部位	点検ポイント	頻度
1. 床面	異常の有無(ひび割れ・被覆の損傷など)	1回以上/年
2. 防液堤、側溝、溜めマス	異常の有無(ひび割れなど)	1回以上/年
3. 階下ありの床面	床下への漏えいの有無	1回以上/月

構造基準イメージ



配管等

構造基準

漏えいを防止できる材質・構造

- ① 底面・側面は不浸透材
- ② 床面の表面は必要に応じ、耐性の被膜

定期点検

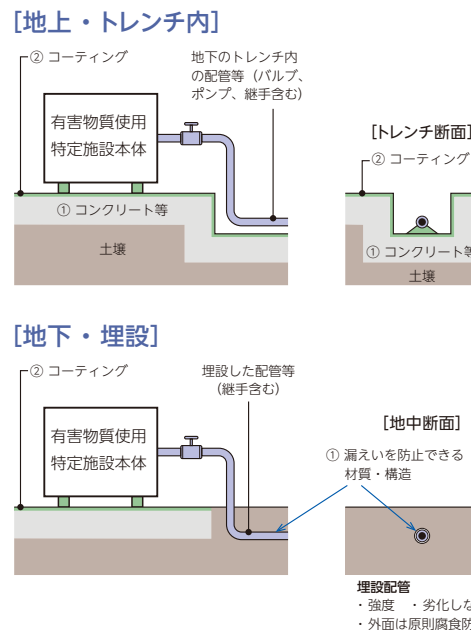
【地上・トレンチ内】

点検部位	点検ポイント	頻度
1. 配管等	異常の有無(亀裂・損傷など)	1回以上/年
	漏えいの有無	
2. トレンチ	側面・底面の異常の有無	

【地下・埋設】

点検部位	点検ポイント	頻度
1. 配管等	漏えい点検(内圧変動、水位変動確認)	1回以上/年
2. 消防法規定の完成検査後15年未満のタンク付帯配管等	上記同様	1回以上/3年

構造基準イメージ



排水溝等

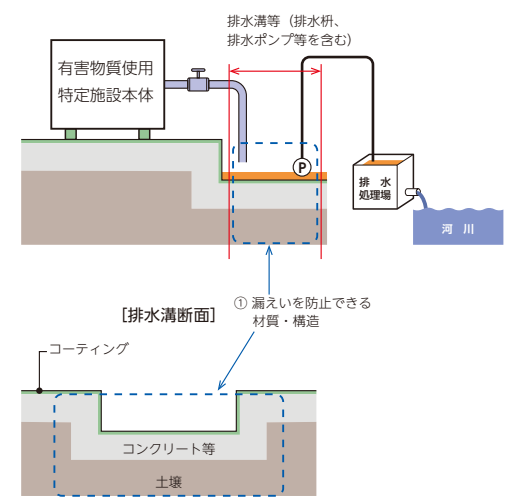
構造基準

- ① 漏えいを防止できる材質・構造
 - ・強度
 - ・容易に劣化しない
 - ・外面を必要に応じ、耐性の被膜

点検方法

点検部位	点検ポイント	頻度
1. 施設本体	異常の有無(ひび割れ・被覆の損傷など)	1回以上/年

構造基準イメージ



地下貯蔵施設

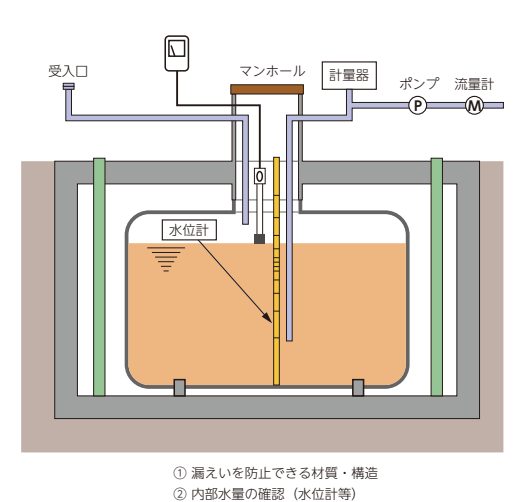
構造基準

- ① 本体が漏えいを防止できる材質・構造(イ、ロに適合)
 - イ：タンクを室内設置、二重殻構造、又は漏えい防止の構造・材質
 - ロ：外面は原則腐食防止する方法で保護
- ② 内部の水量を確認できる措置(水量・水位等表示する装置設置)

点検方法

点検部位	点検ポイント	頻度
1. 貯蔵施設本体	漏えい点検(内圧変動、水位変動確認)	1回以上/年
2. 消防法規定の完成検査後15年未満のタンク or 二重殻タンク	上記同様	1回以上/3年

構造基準イメージ



使用の方法

- (1) 有害物質使用特定施設などの作業、運転は、以下 1)~3)の方法で実施
 - 1) 有害物質の受入・移し替え・分配等の作業は、地下浸透・飛散・流出しない方法で実施
 - 2) 有害物質の補給や設備作業状況の確認等、施設の適正運転
 - 3) 有害物質漏えい時は、直ちに漏えい防止措置を行ない、有害物質を回収し、再利用するか適正処置する。
- (2) (1)に対する管理要領作成が定められている。

注：これらは法改正(平成24年6月)後に設置された施設に適用される構造基準(A基準)であり、法改正の前に設置した施設で構造基準(B基準)にあたるものは点検内容を充実する必要があります。詳細は豊田市発行の「水質汚濁防止法のあらまし」で確認できます。

土壌汚染対策法・条例の概略

土壌汚染対策法と条例(県民の生活環境の保全等に関する条例)の概要の比較

	土壌汚染対策法	条例(土壌・地下水)
目的	人の健康の保護	人の健康の保護 生活環境の保護
調査や措置の対象	土壌	土壌及び地下水
調査物質及び基準	鉛、砒素、トリクロロエチレン等 26物質 (土壌溶出量基準、土壌含有量基準、地下水基準)	
未然防止のための措置	なし(個別法対応)	地下浸透等の禁止 施設の点検等
実施すべき調査の性質	義務	努力義務または義務
義務者	土地所有者等 土地の形質の変更を行う者	特定有害物質等取扱事業者 土地所有者等 土地の形質の変更を行う者
基準不適合の場合の豊田市長の対応	健康被害を生ずるおそれの有無により、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定	汚染の状況等を公表
措置の実施	要措置区域においては、汚染除去等の措置の実施義務	<ul style="list-style-type: none"> 汚染の拡散を確実に防止するための措置の実施義務(形質変更時要届出区域) 健康被害を生ずるおそれがある場合は、汚染原因者である特定有害物質等取扱業者に汚染の除去等の措置の実施義務 汚染が判明した場合の応急措置

主な対応内容(各届出書、報告書は2部提出します)

法令の要件	対応内容	備考
届出	・ 有害物質を扱う特定施設の廃止届出(廃止後30日以内)又は有害物質使用を廃止した変更届出(着手60日前)	水質汚濁防止法第7条、第10条
	・ 土地の形質の変更届出 3,000m ² 以上の土地の掘削・切土・盛土等を行う場合(工事着手30日前)	法第4条 条例第39条の2
汚染防止	・ 有害物質をみだりに埋め、飛散させ、流出させ、または地下に浸透させてはならない	条例第36条
	・ 有害物質の飛散、流出及び地下への浸透の有無を点検(努力義務)	条例第37条
調査義務	・ 有害物質を扱う施設を廃止したとき	法第3条 ※ 条例第39条
	・ 土地の形質の変更届出の際、都道府県知事等(豊田市内にあっては豊田市長)が必要と認めるとき	法第4条 条例第39条の2
	・ 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等(豊田市内にあっては豊田市長)が認めるとき	法第5条 条例第39条
調査結果報告	・ 調査結果を都道府県知事等(豊田市内にあっては豊田市長)に報告	法第3条～第5条 条例第39条～ 第39条の2

※：工場継続などで調査期限を延長したい場合は、法第3条第1項ただし書の確認申請書の提出が必要です。

基準不適合時の対応

応急の措置

土壌・地下水の調査の結果、汚染状態が基準に適合しないことが明らかになったときは、直ちに汚染の拡散防止のための応急措置を行うと共に、汚染の状況、応急措置の内容等を都道府県知事等(豊田市内にあっては豊田市長)に届け出る。

- 必要に応じ次の措置を実施する
1. 不透水シート、アスファルト舗装等による雨水の遮断
 2. 土壌・地下水のモニタリング
 3. 周辺飲用井戸管理者への通報・周知
 4. 遮水壁の設置及び地下水揚水による汚染の拡散防止
 5. その他必要と認められる事項



汚染の拡散と汚染除去等の措置

汚染状態により、汚染拡散防止措置を行うか、または汚染除去等の措置を定めた土壌汚染等処理計画書を作成し、これに基づき措置を行う。
拡散防止、汚染除去等の措置を実施する区域(処理区域)は、詳細調査により確認された基準不適合土壌が存在する範囲とし、実施する措置の方法は、地下水汚染の有無や汚染状態を考慮し豊田市長の指示に従い決定する。

拡散防止、汚染除去等の措置の例	
【地下水汚染あり】	【地下水汚染なし】
<ol style="list-style-type: none"> 1. 原位置封じ込め(図1) 2. 遮水封じ込め 3. 地下水汚染の拡大の防止 4. 地下水揚水処理(図2) 5. 原位置不溶化(図3) 6. 土壌汚染の除去 など 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 盛土 2. 舗装 3. 立入禁止 4. 土壌入換え 5. 土壌汚染の除去 など



図1 原位置封じ込め

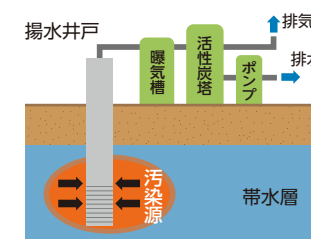


図2 地下水揚水処理

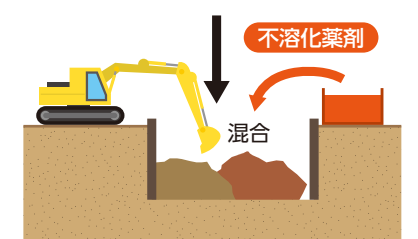


図3 原位置不溶化

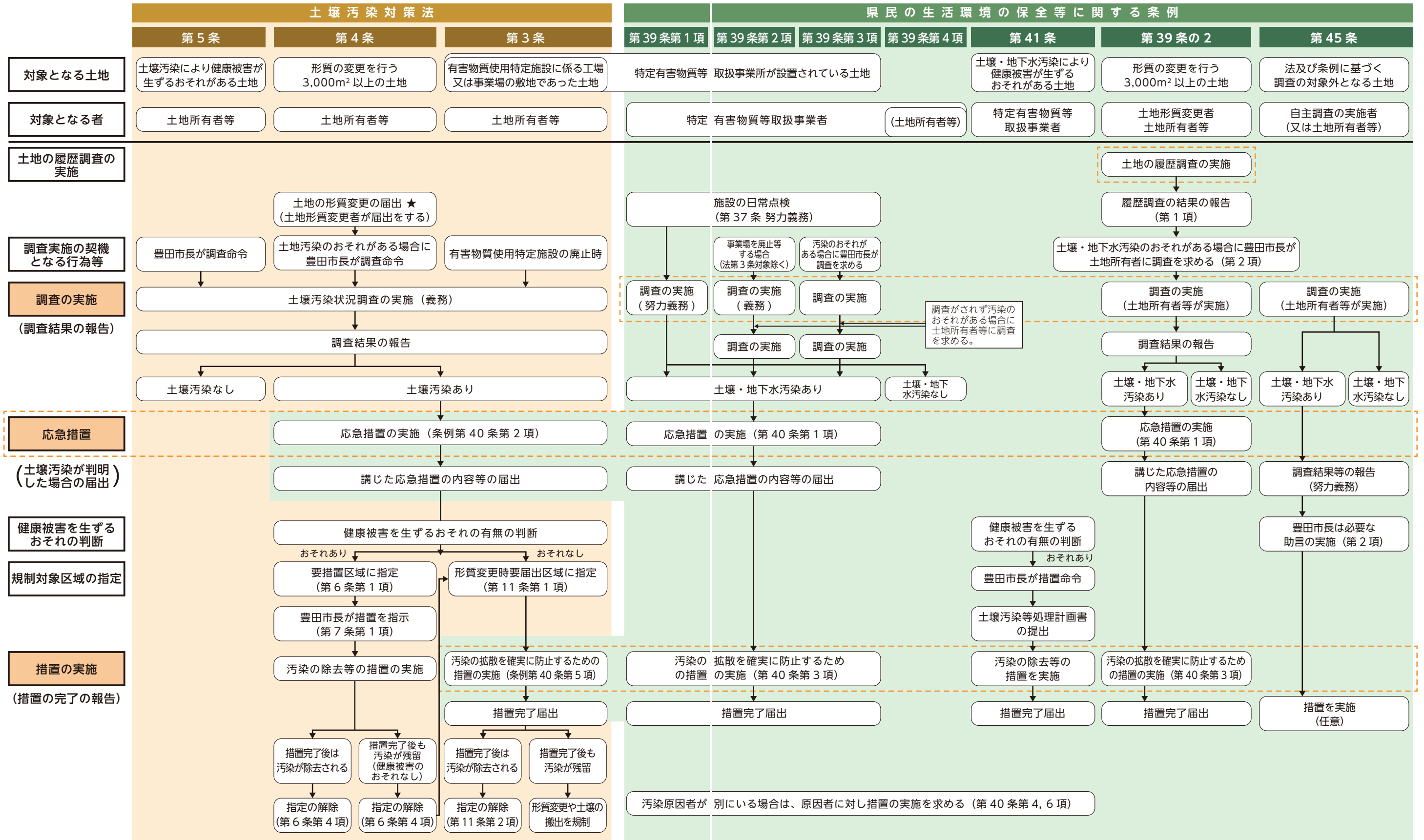
措置完了届出

汚染除去等の措置が完了したときは、速やかに措置完了届出書を豊田市長に提出する。

届出様式は、豊田市環境保全課のホームページを参照

- 1 土壌汚染対策法の届出様式
<http://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/kankyouhozen/1004213.html>
- 2 県条例の届出様式
<http://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/kankyouhozen/ichiran/1004234.html>

土壌・地下水汚染の防止に関するフロー図



★トピックス：法改正により、平成30年4月1日以降、自主調査結果を法第4条届出と併せて提出できるようになります。

注・規制対象区域から汚染土壌を搬出する場合、汚染土壌処理業の許可を受けた者に委託しなければならない等の規制が課される。
 ・法で規定する規制対象区域以外の土壌汚染が判明した土地から汚染された土壌を搬出する場合、法の運搬基準を遵守することや、管理票を使用することについて指針にて規定する。

概略
水質汚濁防止法
土壌汚染対策法
浄化槽法
地下水の利用
参考

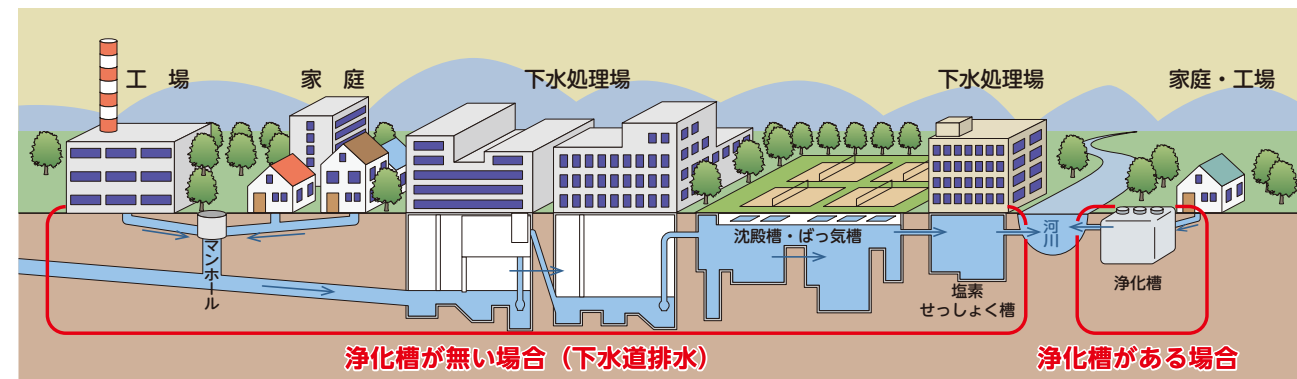
浄化槽法

浄化槽法とは、浄化槽*によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としたものです。

*浄化槽…トイレと連結して、し尿と併せて雑排水を処理して放流するための設備、施設(合併処理浄化槽)であって、下水道、し尿処理施設以外のものです。他にし尿のみを処理する単独処理浄化槽があります。

暮らしの中の浄化プロセス

浄化槽は、使った水をその場できれいにし、中小河川に戻すため、川の水量を維持するのにも役立っています。

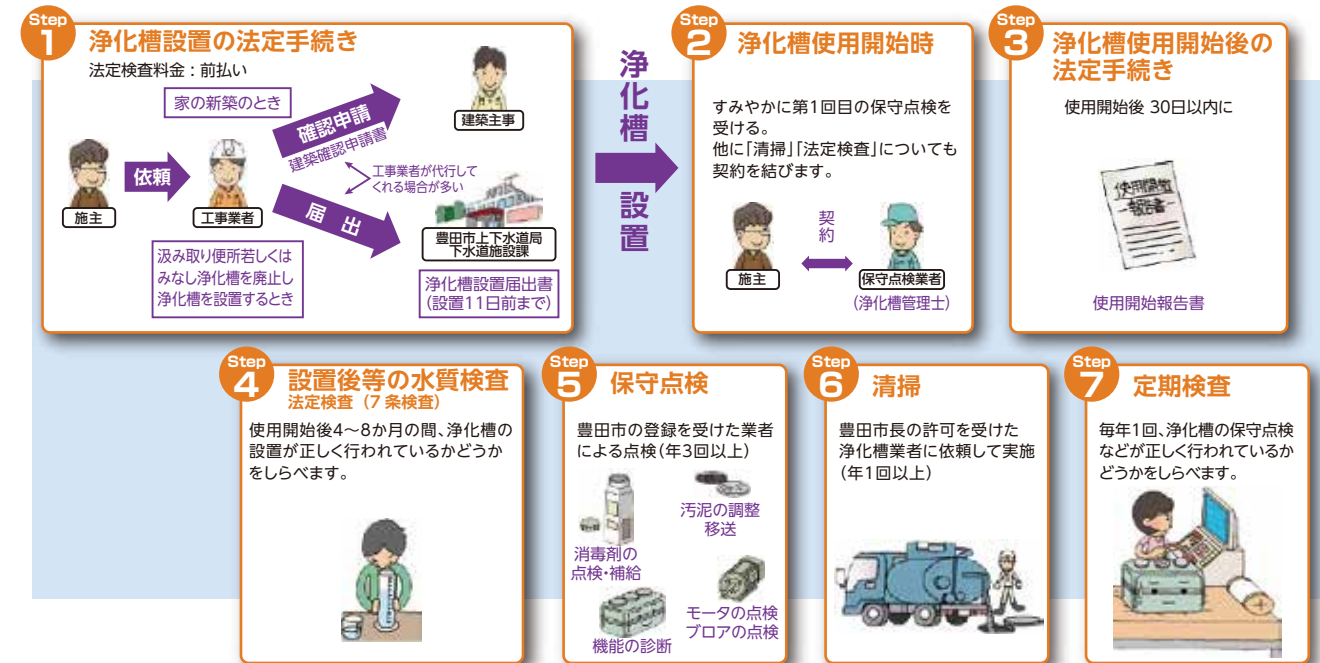


届出・報告

届出の種類	事由	時期/提出先	根拠条文
設置・変更届出	新しく浄化槽を設置する場合や設置する浄化槽の構造若しくは規模を変更する場合 注：建築確認を伴う家屋等の新築・増改築等の場合はこの届出は不要	設置・変更の11日前まで/ 豊田市上下水道局 下水道施設課	法第5条第1項
使用開始報告	浄化槽の使用を開始した場合	使用開始から30日以内/ 豊田市上下水道局 下水道施設課	法第10条の2 第1項
管理者変更報告	浄化槽の使用者・管理者を変更する場合	変更から30日以内/ 豊田市上下水道局 下水道施設課	法第10条の2 第3項
使用廃止届出	浄化槽の使用を廃止した場合	廃止から30日以内/ 豊田市上下水道局 下水道施設課	法第11条の2
技術管理者変更報告	浄化槽の技術管理者*を変更する場合 ※：501人槽以上の浄化槽を設置する場合に必要	廃止から30日以内/ 豊田市上下水道局 下水道施設課	法第10条の2 第2項

注：201人槽以上の浄化槽を設置する場合は、水質汚濁防止法の届出(豊田市役所 環境保全課)も必要です。

浄化槽の設置から維持管理までの流れ



3つの義務

- 1 保守点検**…浄化槽の点検や付帯設備の調整、修理のほか消毒剤の補充等、浄化槽を正常に機能させるための作業で、豊田市の登録を受けた保守点検業者により、浄化槽の種類ごとに定められた回数の保守点検が必要(年3回以上)です。
- 2 清掃**…浄化槽内に溜まった汚泥、異物等の引き抜きや機械類の清掃を行う作業で、豊田市の許可を受けた浄化槽清掃業者により、年1回以上行う必要があります。(ただし、全ばっき方式は年2回以上)
- 3 法定検査**…浄化槽の保守点検・清掃が適切に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか、放流水の水質が基準を満たしているかなどを確認するための検査で、愛知県が指定した一般社団法人愛知県浄化槽協会に依頼して実施するものです。

浄化槽の適正な使用

- 1 トイレの洗浄水は十分な量を流す。
- 2 便器の掃除には、微生物に影響するような薬剤を使用しない。
- 3 トイレにトイレペーパー以外の異物を流さない。
- 4 浄化槽の電源は切らない。また、通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがない。
- 5 マンホールの上に物を置かず、蓋はいつもきちんと閉めておく。
- 6 消毒剤は切らさず、常に消毒されるようにする。
- 7 台所から、野菜くずやたぶら油などは流さない。油は紙にしみこませて捨てるか、再利用する。

届出様式の詳細は **豊田市上下水道局下水道施設課のホームページを参照**

「浄化槽法」に基づく届出様式一覧

<http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/jyogesuidou/todokede/1003625.html>

地下水の採取に関する規制 (工業用水法及び愛知県条例)について

地下水採取(地盤沈下)

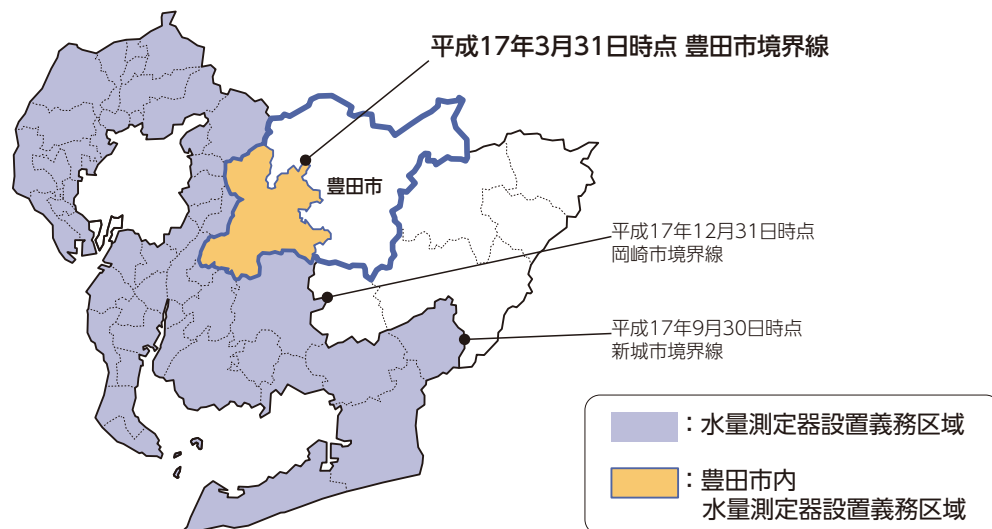
地盤沈下とは、大地が徐々に広い範囲で沈んでいく現象です。地盤沈下は一旦発生するとほとんど元に戻らない不可逆的なものになります。地盤沈下の大きな原因は、地下水の過剰なくみ上げです。地盤沈下の影響は高潮・洪水等による災害の拡大や建築物の構造等にも被害が懸念されます。このため、愛知県内では「工業用水法」や「県民の生活環境の保全等に関する条例」により、地下水の採取を規制し、地盤沈下の防止を図っています。

工業用水法・条例に関する届出・報告

対象地区(適用条件)	規制内容	届出・報告
工業用水法による規制 指定地域内で、次をともに満たす事業場 (1) 対象業種：製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業、ガス供給業および熱供給業 (2) 対象施設：井戸などの動力を用いて地下水を採取するための施設で、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が6cm ² を超えるものを設置する者	工業用水法 指定地域内の井戸から地下水を採取して工業用に使う場合、都道府県知事の許可が必要	工業用水法に基づく届出 豊田市は指定地域外のため不要
水量測定器の設置等 下図の地域内において揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が19cm ² を超えるものを設置している者	県条例・工業用水法 水量測定器(量水器)を設置し、揚水量を測定してその結果を都道府県知事等(豊田市にあっては豊田市長)へ報告すること	県条例・工業用水法に基づく報告 水量測定器(量水器)設置報告書 ：設置時に報告 地下水揚水量報告書 ：毎年度の総揚水量について4月末日までに報告

注：愛知県内の尾張西部等においては、愛知県条例により、揚水設備設置時等に愛知県知事の許可が必要になる場合があります。詳細は下記を参照してください。
<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizu/0000034729.html>

平成17年合併前の豊田市区画が対象



県条例報告書記載例

地下水揚水量報告書記載例

様式第43(第71条関係) 地下水揚水量報告書

豊田市長様

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

報告者 郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇
 〇〇工業株式会社
 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 (印)
 (名称及び代表者名)

県民の生活環境の保全等に関する条例第63条の規定により、地下水の揚水量について、次のとおり報告します。

工場又は事業場の名称	〇〇工業(株) 〇〇工場	複数時は合計値
工場又は事業場の所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地	受取年月日 年 月 日
揚水設備本数(本)	〇本	登録番号
揚水設備の揚水機の吐出口の断面積(cm ²)	〇cm ²	
水源別水使用量(m ³ /日)及びその割合	上水道 〇〇(〇〇%) 工業用水道 〇〇(〇〇%) 地下水 〇〇(〇〇%) 地表水 〇〇(〇〇%) 伏流水 〇〇(〇〇%) 湧泉水 〇〇(〇〇%) その他 〇〇(〇〇%)	備考
揚水設備の地下水の揚水量	〇〇〇m ³ /年(内訳表は、別添)	年間日数365日(366日)で除算

備考 1 地表水とは、河川、湖沼又は貯水池から取水する水
 2 伏流水とは、河川敷又は旧河川敷内において集水した水
 3 その他とは、例えば農業用水路から取水した水、他
 4 連絡責任者の所属は、氏名及び電話番号を記載すること
 5 印の欄には、記載しないこと
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること
 7 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することによって、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる

報告書様式は、豊田市環境保全課のホームページを参照

県条例に基づく地下水揚水量報告書様式一覧
<http://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/kankyuhozen/ichiran/1004230.html>

地下水揚水量報告書内訳表記載例

地下水揚水量報告書 内訳表(〇〇年度)

揚水設備の現況及び稼働状況

揚水設備の名称又は番号	ストレーナーの位置又は番号	揚水設備の設置年月日	揚水機の型式	揚水機の吐出口の断面積(m ²)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
東部1号井	30.0~115.0.270.0~285.0	44.6.1	水車タービン	2.2	122.66	30	31	31	31	30	31	30	31	31	29	31	54年4月1日より休止(設備のため)
2号井	12.0~113.0.253.0~253.0	42.5.1	3号機	3.7	19.63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
中央第1号井	150.5~190.5.290.0~300.0	48.11.28	タービン	19	78.50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西部1号井	121.0~140.0.270.0~290.1	49.12.20	水車タービン	22	122.66	30	31	31	31	30	31	30	31	31	29	31	

稼働日数

ストレーナー位置の最も深い揚水設備

測定日

停止からの時間

2. 地下水位の状態

揚水設備の名称又は番号	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東部1号井	揚水水位	16日 20.0 m	17日 20.0 m	19日 21.2 m	26日 21.5 m	15日 21.2 m	23日 20.4 m	20日 20.0 m	25日 19.8 m	22日 19.5 m	26日 19.5 m	18日 18.9 m	
	静止水位	0.5時間 14.3 m	0.4時間 14.5 m	0.5時間 14.5 m	0.5時間 15.1 m	0.6時間 14.8 m	0.5時間 14.6 m	0.5時間 15.1 m	0.5時間 14.9 m	0.6時間 15.0 m	0.4時間 14.5 m	0.5時間 14.8 m	

3. 地下水揚水量(m³)

揚水設備の名称又は番号	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間揚水量(m ³)
東部1号井	49000	46000	37620	47820	54020	56430	46000	42080	41810	38900	35340	41400	524240
2号井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央第1号井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西部1号井	114215	124893	116816	149233	138495	129552	103456	84148	87253	68890	49800	57226	1223977

年間日数365日(366日)で除算

年間総揚水量(m³) 1764768
 平均日揚水量(m³) 4835

1. ストレーナーの位置については、地表面から採水部(上端から下端まで)の深さを記載し、採水部が2箇所以上あるときは、その位置全部について記載すること。
 2. 揚水機の型式については、エアーリフト、タービン、ラジウム、ボアホール、水中モーター等の型式を記載すること。
 3. 揚水機の吐出口の断面積については、揚水機本体の水が最後に通過する部分の断面積を平方センチメートルで記載すること。
 4. 揚水設備の現況及び稼働状況の表の備考欄については、休止の理由及び休止年月日に記載すること。
 5. 地下水位の状態については、ストレーナーの位置の最も深い揚水設備の水位を記載すること。
 6. 揚水水位については、測定日及び揚水機の運転中又は運転停止直後の水面までの深さを記載すること。
 7. 静止水位については、揚水機の停止時間及び原動機として揚水機の運転を長時間停止した後に地下水面までの深さを記載すること。なお、水位の測定は原則として毎月月初日。
 8. 平均日揚水量については、年間総揚水量を365日(うるう年においては366日)で除したものを記載すること。

水質汚濁防止法に関連するQ&A

- Q1** 公共用水域の定義は何か。
A1 水質汚濁防止法第2条に記載があり、河川や湖沼等、また、それらに接続する公共溝や水路などの公共に供する水路も該当します。
- Q2** 汚水、廃液を排出しない施設は特定施設に該当しないか。
A2 クローズドシステムに組み込まれており、系外に全く排出しなければ該当しません。ただし、クローズドタイプの施設であっても、定期的に廃液等を出すものは該当します(Q13参照)。
- Q3** 移動可能な(洗浄)施設は、特定施設に該当しないか。
A3 工場・事業場に一定期間設置されるものが施設であるため、常時移動するものは該当しません。ただし、一定期間、一定の場所に設置する場合は該当します。(例：三槽式洗浄槽、専用侵漬槽、超音波洗浄機等)
- Q4** 氏名等変更届出において、会社代表者は誰になるか。
A4 当該法人を代表するとされる者(株式会社にあっては代表取締役)
- Q5** 特定施設の該当業種は。
A5 産業分類のとおりです。なお、当該工場・事業場の事業が、主たる事業の業種以外にも、事業の一環として行う他業種があればその業種も該当します。
- Q6** 工場内で兼業、分業している場合の届出における該当業種は。
A6 他業種に該当するような生産を行っている場合は、兼業となり、主たる業種に係る特定施設の届出と兼業業種に係る特定施設の届出が必要となります。
- Q7** コインランドリーの洗浄施設は特定施設に該当しないか。
A7 該当しません。ただし、テトラクロロエチレン等を使用する場合は該当します。
- Q8** 処理対象人数が200人以下の浄化槽を複数設置した場合、合算されて201人槽以上となれば、特定施設に該当するか。
A8 該当しません。1基の処理対象人数で判断されます。
- Q9** 印画紙の焼き付け現像を自動で行うものは、特定施設に該当しないか。
A9 印画紙はフィルムに該当しないので、特定施設に該当しません。
- Q10** 工事のためバッチャープラントを設置する場合、特定施設に該当しないか。
A10 該当します。また、工事現場全体が特定事業場とみなされます。
- Q11** 金属製品製造業等でガス浸炭炉は、特定施設である焼入れ施設に該当するか。製品をガスで焼入れし、施設本体の冷却のため、水を使用する。
A11 焼入れ施設として使用された場合、汚水(冷却水等)が排出されると考えられる場合は、特定施設に該当します。
- Q12** 水洗いと一体となった塗装ブースは廃ガス洗浄施設に該当するか。
A12 完全循環式として全く系外に排出しない場合は該当しません。ただし、汚水又は廃液が当該施設の系外に排出される場合は該当します。

- Q13** 完全循環方式で、清掃のために年に1～2回しか排水しない施設であるが、特定施設となるか。
A13 年に1～2回であっても、排出がある場合には特定施設に該当します。
- Q14** 酸又はアルカリの表面処理施設について、表面に限定することなく洗浄するならば該当するか。
A14 洗浄に用いる薬液がpH5.8未満であるか8.6を超えるもの、または左記条件に限らず、洗浄に用いる薬液が酸又は塩基として期待するものであって、洗浄廃液に有害物質、生活環境に係る被害が生じるおそれがあるものを含む場合を基準としているため、表面処理に限らず上記条件を満たす場合は該当します。
- Q15** 工場・事業場内の従業員や学生等の食堂は飲食店として特定施設に該当しないか。
A15 専ら従業員などの給食に供する食堂は該当しません。
- Q16** 飲食店における事業場の総床面積の算定方法は。
A16 業務の用に供する部分の床面積の合計によります。例えば、ちゅう房、客席、従業員の更衣室、倉庫、従業員の居住の用に供する部分、屋内駐車場、床面積に当たらないガーデン席等の屋外客席は除外します。
- Q17** 雑居ビルの飲食店街の場合の総床面積の算定方法は。
A17 独立経営の各事業場の面積となります。なお、廊下、洗面所等の共用部分は按分して算定します。
- Q18** 雨水や湧き水など排水水として規制がかかるのか。
A18 排水水は特定事業場から公共用水域に排出される水であり、雨水、湧き水などの天然現象に伴うものであっても、排水基準は適用されます。
- Q19** 特定事業場の範囲はどこまでか。
A19 生産工程部分のみならず、原料置場、廃棄物置場、社員寮等特定事業場を管理する者の管理責任の及ぶものすべてが含まれます。
- Q20** 総量規制について、特定排水水とは何か。
A20 雨水のように、事業活動その他の人の活動に使用されない水及び一過性の間接冷却水のように一般的にその用途に供されることによっては、汚濁負荷量が増加しない用途に供された水を除いた排水水となります。また、処理施設に導入された後排出される排水水は、原則、特定排水水となります。
- Q21** 総量規制について、特定排水水の計算に雨水は含まれませんか。
A21 含まれません。ただし、雨水を工程水の一部として利用しているのであれば、含まれます。
- Q22** 下水道に排出する特定事業場の場合は、届出が必要か。
A22 すべての水を公共用水域以外に排出する場合を除き、届出は必要です。排水水は、特定事業場から公共用水域に排出される水であり、特定施設からの排水のみならず、間接冷却水及び雨水等も含まれるためです。
- Q23** 有害物質を薄めて使用しているが、有害物質使用特定施設等に該当するのか。
A23 有害物質をその施設の目的に沿って原料、触媒等として使用する場合は、その濃度にかかわらず、特定有害物質として使用しているのであれば、該当します。なお、有害物質については、メーカーへの聞き取りや、SDSの中の成分情報で確認してください。

土壌汚染対策法に関連するQ&A(条例に関するQ&A)

■ 特定有害物質等について

Q24 特定有害物質等とは特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体と規定されているが、固体若しくは液体とは具体的にどのようなものか。

A24 特定有害物質を含んだ製品、原料、薬品、廃液などの固体状あるいは液体状のもので、例えば、めっき施設で使用されるシアンや六価クロムなどの薬品類、それらが含まれる廃液などが該当します。

Q25 特定有害物質等を取り扱う者とは、一般市民も含むすべての者か、あるいは一定規模以上の量を取り扱う事業者を対象としているのか。

A25 事業者に限らず、特定有害物質等を使用、販売、製造、処理、保管等により取り扱う者すべてを対象としています。

■ 汚染の状況の調査等について

Q26 特定有害物質等取扱事業所の要件は何か。

A26 特定有害物質等取扱事業所とは、特定有害物質等を使用、販売、製造、処理、保管等により取り扱うすべての事業所を対象としています。なお、取扱量の多寡、業種による区分、特定の設備の有無などにかかわらず。

Q27 特定有害物質等取扱事業所の一部又は全部の廃止とはどのようなときをいうのか。

A27 特定有害物質等取扱事業所の廃止とは、特定有害物質等を取り扱い、又は取り扱っていた事業所の事業を廃止することです。一部の廃止とは、当該敷地の土地を切り売りする場合等が該当します。
なお、施設の老朽化等による更新のために当該施設を撤去する場合や、これまで行っていた事業の業態を廃止する場合(当該土地が一時的に更地となっている場合を含む)であっても、当該事業者(特定有害物質等取扱事業者)が、当該土地で引き続き同一若しくは他の業態の事業を営む場合については、特定有害物質等取扱事業所の廃止とはなりません。
ただし、当該土地を更地とし何も事業を行わない場合や、土地や設備の売却又は返還によりそれ以降の事業を行う権限を有しなくなる場合等は事業所の廃止となり、調査及び報告の義務が生ずることとなります。

■ 土地の形質の変更について

Q28 「土地の形質の変更を行う部分の面積が3,000m²以上」とは、どのようにとらえればよいか。1期計画、2期計画がある場合や土地区画整理のようにできるところから手をつけるような事業はどのように考えるのか。

A28 土地の形質の変更を行う部分の面積が3,000m²以上とは、土地の形質の変更を行おうとする者が具体的な計画を定めた段階における実際に土地の形質の変更(掘削と盛土の別を問わない)をする場所の面積です。同一の手続きにおいて調査・報告されるべき土地の形質の変更については、同一の敷地に存在することを必ずしも要せず、土壌汚染等調査の機会をできるだけ広く捉えようとする趣旨から、同位置の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的接近性、実施主体等を総合的に判断し、土地の形質の変更の部分の面積が合計して3,000m²以上となる場合には、まとめて一の行為とみて、調査・報告の対象とすることが望ましいです。
ただし、1期計画、2期計画と区分されている場合であって、各計画が事業認可等で明確に分かれている場合等については、計画ごとに調査・報告を行うことも可能です。

浄化槽法に関連するQ&A

Q29 浄化槽の維持管理は、なぜ必要なのでしょう。

A29 下水道と同程度の汚水処理性能を持つ浄化槽の構造は建築基準法で定められており、正しい使い方と適正な維持管理を行えば、本来の機能を十分に発揮することができます。しかし、使い方を誤ったり、維持管理を適正に行わないと、放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生してしまうことになり、逆に生活環境を悪くする原因になってしまいます。

Q30 法定検査を行う人は、だまっけても来てくれますか？

A30 法定検査は、浄化槽管理者であるあなた自身で、知事が指定した「法定検査機関」に申し込まなければなりません。受検しない場合、都道府県知事から勧告を受け、それに従わなければ過料に処せられる場合があります。詳しくは、豊田市上下水道局下水道施設課または一般社団法人愛知県浄化槽協会へお問い合わせください。

Q31 保守点検業者と契約しているのに、法定検査も受けるのですか？

A31 すべての浄化槽は、この法定検査を受けなければならないと、浄化槽法に規定されています。法定検査には「設置後等の水質検査」と「定期検査」があります。法定検査は、浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、放流水質を含む浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するためのものです。保守点検は、浄化槽を正常に機能させるための作業であり、その目的が異なるため、指定検査機関による法定検査を受けなければなりません。

Q32 物置のスペースがないので困っていますが、浄化槽の上を一部利用できませんか？

A32 浄化槽のマンホールやフロアの上には、物置などを置かず、日頃から点検や清掃作業に支障がないように十分注意してください。

Q33 使い古しの食用油の始末は、油処理剤を使えば、流しに流せるのでしょうか？

A33 廃油に混ぜて液体のまま流しに流す方式の油処理剤は、浄化槽の中でふたたび油と水に分離します。このため、結果として大量の油を流し込んだのと同じことになり、油が浄化槽内のろ床やパイプ類に付着して目詰まりをおこすなど機能低下の原因になりますので、その使用は避けてください。

工業用水法に関連するQ&A

Q34 法令施行時に既に地下水を採取している場合についても届出が必要ですか？

A34 指定地域内で、地下水以外の水源を使用することが困難である小規模地下水利用者は、知事の許可を受けて例外的に井戸の継続使用が認められています(豊田市内は規制対象区域外)。この場合、利用できる量は従前の条例による許可量の範囲内で、しかも日量300m³未満です。また、許可の期間も3年間に決められていますので、その後の使用にあたっては、改めて許可申請が必要です。

Q35 揚水機の吐出口合計で6cm²以下の小口径井戸を新たに設置する場合、何か届出書が必要ですか？

A35 工業用水法(名古屋市の区域を除く)及び条例の規制区域において、揚水機の吐出口の断面積が6cm²(2つ以上の場合はその合計)以下の小口径井戸(家事用を除く)を新たに設置する場合は、小口径井戸設置計画書の提出が必要です(豊田市内は規制対象区域外)。

Q36 届出書にはどのようなものがあり、どこに提出すれば良いですか？

A36 豊田市内の場合、工業用水法に関する届出、報告は不要です。愛知県条例については、適用条件に該当する場合(P31参照)、水量測定器設置報告書、地下水揚水量報告書があります。これらの書類については、豊田市環境保全課に提出してください。

用語集

■ 水質汚濁防止法

用語	解説
特定施設	人の健康や生活環境に害が生じる恐れのある汚水、廃液を排出する施設(水質汚濁防止法施行令別表第1で定められた施設)
特定事業場	特定施設を設置している工場または事業場
公共用水域	公共の用に供される水域や水路(河川、沼湖、港湾、沿岸地域、用水路、等)
排水水	特定事業所から公共用水域に排出される水。特定施設からの排水だけでなく、生活排水、雨水等も含まれます。
特定排水水	冷却用、減圧用等の汚濁負荷量が増加しない用途にのみ使われた水を除いた排水水
環境基準	人の健康の保護(健康項目)及び生活環境の保全(生活環境項目)のうえで維持されることが望ましい基準
有害物質(健康項目)	人の健康に害を生じるおそれのある物質として水質汚濁防止法第2条第2項第1項で定められた物質
生活環境項目	水質汚濁にかかわる環境基準のうち、生活環境を保全する目的で設定されるもの。
指定施設	有害物質の貯蔵または、指定物質の製造、貯蔵、使用または処理をする施設
指定水域	閉鎖性を持ち、汚濁物質の集中により排水基準だけでは環境維持が困難な水域(伊勢湾(三河湾含む)、東京湾及び瀬戸内海が設定されている。)
指定地域	指定水域に流入する汚濁が発生している地域(豊田市は全域該当)
総量規制	汚濁負荷量の日当たり総量に対する規制。日平均排水量50m ³ 以上の特定事業所に適用され、規制値は排水量に応じて事業者ごとに設定される。
汚濁負荷量	河川等を汚濁する物質の量。濃度と特定排水量を掛け算したもの。COD、窒素、リンについてそれぞれ算出する。
貯油事業場等	政令で定める油(原油、重油、軽油、灯油、動植物油)を貯蔵する施設、または油を含む水を処理する油水分離施設を有する事業場
構造基準等	有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設について、設備及び使用の方法(維持管理基準)に関する基準



協定

豊田市では、昭和48年から、公害関係諸法令より厳しい規制値(協定値)、事前協議制、測定及び報告義務などについて、市内の事業者と「公害防止協定」を締結し、公害規制に努めてきました。さらに、平成20年10月以降、事業者と共働して持続可能な社会の構築に取り組むため、「公害防止協定」の内容を見直し、「環境の保全を推進する協定」に改称し、改定及び新規締結を行っています。

環境の保全を推進する協定の主な追加内容

- | | |
|------------|--|
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に関する取組計画を策定し、その推進と情報共有に努める。 ○ 環境管理体制を整備して環境汚染の未然防止に努めるとともに、周辺住民への情報共有を積極的に行うなど、信頼の確保に努める。 |
| 豊田市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 助言や情報提供など取組計画の策定に協力するとともに、情報交換の場を設けるなど、先進的な取組の市民・事業者への紹介・普及に努める。 ○ 事業者周辺住民と事業者との情報交換の機会を設けるよう努める。 |

■ 土壤汚染対策法

用語	解説
土地の形質の変更	掘削、切土や盛土のこと。掘削と盛土の合計の面積が3,000m ² 以上であれば届出が必要
要措置区域	土地が特定有害物質によって汚染され健康被害が生じ、又は生ずるおそれがあるため、汚染拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域として都道府県知事等(豊田市内にあっては豊田市長)が指定した区域のこと。
形質変更時要届出区域	土地が特定有害物質によって汚染されているが、人の健康に係る被害が無いと都道府県知事等(豊田市内にあっては豊田市長)が認めた区域のこと。汚染拡散の防止その他の措置を講ずる必要は無いが、土地の形質変更時は着手14日前までに都道府県知事等(豊田市内にあっては豊田市長)へ届出が必要

■ 浄化槽法

用語	解説
単独処理浄化槽	トイレ排水のみを処理する浄化槽で、浄化槽法では「みなし浄化槽」と表記します。(現在、単独処理浄化槽は新規に設置することができません。)
合併処理浄化槽	トイレ排水と生活雑排水を併せて処理する浄化槽で、浄化槽法上では「浄化槽」と表記します。
7条検査	浄化槽の工事が適正に施工され、浄化槽が有効に働いているかどうかを検査するもの。(使用開始後4~8か月の間)
11条検査	浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽が正常な状態に維持されているかどうかなどを総合的に判断するための検査(毎年1回)

■ 工業用水法

用語	解説
井戸(揚水設備)	一般的に動力を用いて地下水を採取するための施設は井戸と呼ばれますが、その中でも揚水機(ポンプ)の吐出口の断面積(一つのケーシング管に二つ以上の揚水機が設置されている場合は、各々の吐出口の断面積の合計)が6cm ² を超えるものを、工業用水法では「井戸」、県条例では「揚水設備」と定義しています。



質問・相談のための窓口

水質汚濁防止法
 土壤汚染対策法
 地下水利用
 公害防止管理者

に関すること ▶

豊田市 環境部 環境保全課

〒471-8501 豊田市西町 3-60 豊田市役所環境センター2階
 TEL: 0565-34-6628

浄化槽法

に関すること ▶

豊田市上下水道局 下水道施設課

〒471-8501 豊田市西町 3-60 豊田市役所西庁舎2階
 TEL: 0565-34-6964